

第 17 日目（3 月 20 日）

○議 長（関 常幸君） おはようございます。散会前に引き続き本会議を再開いたします。

○議 長 ただいまの出席議員数は 26 名であります。これから本日の会議を開きます。なお、病院事業管理者から欠席の届けが出ておりますので報告いたします。

〔午前 9 時 30 分〕

○議 長 ここで 3 月 14 日の議案第 30 号において、中沢一博君に保留していた答弁について、福祉保健部長から発言を求められておりますので、これを許します。福祉保健部長。

○福祉保健部長 3 月 14 日ということで大変遅くなりまして申しわけございませんでした。第 30 号議案の児童センター条例の一部改正の中で、子育て相談事業の件数ということでございました。なかなか回答がとれなかったり、やはり記録がきちんと残っていないところが多くて、確定的なことは申し上げられないのですが、NPO 法人が運営しているクラブだけですけれども、大体月一、二回というのが平均件数です。

相談の内容を見ると、中には学校側の対応に不満とか、学校でいじめられているのじゃないかとか、内容的にはなかなかその児童センターのほうで応じられない部分もかなりあるようです。そのほかにはあとはそのクラブの中で、学校と同じようにいじめられていないかとか、友達とのトラブルそういったようなこととか、あと宿題の状況とかそういった相談が幾つか見られます。いずれにしても、これらにつきましては今後も引き続き当然受けるわけですし、基本的にはあくまでも小学生ですので、どこかにつなげていくというのがこのクラブの一番重要な仕事ではないかというふうに考えております。

また、詳しいのがあれば後ほどこのコピーをお渡しいたします。以上です。

○議 長 本日の日程はお手元に配付のとおりといたします。

○議 長 日程第 1、平成 26 年請願第 1 号 「特定秘密の保護に関する法律」の廃止を求める意見書提出に関する請願を議題といたします。

本件について総務文教委員長・佐藤 剛君の審査報告を求めます。

○佐藤総務文教委員長 おはようございます。それでは総務文教委員会に付託されました事件の審査の結果を報告させていただきます。総務文教委員会に付託された事件について、平成 26 年 3 月 11 日に審査をした結果、次のとおり決定したので報告いたします。

平成 26 年請願第 1 号 「特定秘密の保護に関する法律」の廃止を求める意見書提出に関する請願は、審査の結果、不採択とすべきと決定いたしました。

委員会では紹介議員の田村議員から補足説明をいただき、その後質疑を行いました。質疑は 1 件ありました。内容はし意的な運用は困るということはわかるが、この法律はスパイ行為をメインとしたもので、しっかりした運用であれば大丈夫ではないかというような内容のものでした。その後、各委員に意見を求めました。意見は 1 件ありました。その内容は、治安維持法的な部分が多くあるように思う。日本の発展は武力でなく、平和の維持で今日があ

るというような内容のものでした。

次に討論を行いました。反対者の発言はありませんでした。賛成討論が1件ありました。戦後、平和を求める国民が一丸となって今の繁栄がある。戦前に回避するような法整備はいかなものか。武力の行使でなく、話し合いで解決するのが世界の動きだというような内容でありました。

その後、起立による採決が行われました。結果、賛成少数で不採択とすべきものと決定いたしました。以上です。

○議 長 総務文教委員長の審査報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 平成26年請願第1号「特定秘密の保護に関する法律」の廃止を求める意見書提出に関する請願に対する討論を行います。

まず本請願に賛成者の発言を許します。3番・田村眞一君。

○田村眞一君 おはようございます。ただいま提案されました、請願第1号「特定秘密の保護に関する法律」の廃止を求める意見書提出に関する請願に対して、賛成の立場で討論を行いたいと思います。

昨年12月の臨時国会に突如として提出をされました。振り返りますと、昨年7月の参議院選挙当事者である自民党さんを含めてですが、この特定秘密保護法案についての公約は掲げられませんでした。そういう背景の中での突如とした提出でありました。当然ながら、戦後培った日本の民主主義が危ないという立場で、日弁連含めて日本ペンクラブジャーナリストの鳥越俊太郎さんや、女優の吉永小百合さん、大竹さんなど幅広い方々から反対の声があがりました。

この法案はその中でです。自民公明政権は多数の中で強引に強行採決をしました。法案が通った直後の世論調査でも、85%の方々が国会での議論は不十分と言い、秘密保護法に反対の方が51%、国民の知る権利が侵害される恐れがあると不安を感じる方が73%の方々と、とても審議が尽くされたとは言いがたい中身であります。こうした経過の中で、法案は残念ながら通りましたが、国民の怒りは全国津々浦々広がったわけでありました。

今回、新潟県にも秘密保護法に反対する会が、その後発足もして今回請願が出されたわけでありました。この法案の確信的部分を強調しますと、日本国憲法の基本的人権など諸原則を真っ向から否定する法律です。目と耳と口をふさぐ、私は委員会の説明の中でこう言いました。これまでの刑法上の立場で言うと、行為に対して処罰をする。例えば私がこういうコップを盗む、こういう行為に対して処罰するという刑法というこの大原則が、この特定秘密保護法案によって原則は踏みにじられる、こう申したわけでありました。機関の長による独断によって国民の基本的人権が踏みにじられる。これは決して憲法と相入れない法案でございます。

す。

日本共産党の志位委員長は、昨年強行採決された直後の国会議員団総会でこう決意しました。安倍政権のこの暴挙は必ず国民と歴史によって裁かれます。きょうを新たなスタートにして憲法違反の秘密保護法撤廃の戦いに立ち上がろうではありませんか。そういう立場で私はこの請願に賛成であります。皆さんのご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 次に本請願に反対者の発言を許します。13番・小澤 実君。

○小澤 実君 おはようございます。私は本法案に対して反対の立場で南魚みらい・創幸クラブを代表して答弁に参加します。まずこの特定法律は、平成25年12月6日の第185国会で成立し、12月13日公布され、公布から1年以内に施行されることになっております。この法律は国際情勢の複雑化に伴い、我が国及び国民が安全の確保に係る情報の重要性が増大するとともに、高度情報通信ネットワーク社会の発展に伴い、その漏えいの危険性が懸念される中で、我が国の安全保障に関する情報のうち、特に秘匿することが必要であるもの、1つに防衛に関する事項、2つ目に外交に関する事項、3番目に外国の利益を図る目的で行われる安全協議活動などの防止の事項、4番目にテロ活動の防止に関する事項というふうに、これを守るためにこの法案が制定されております。その漏えいの防止を図ったり、我が国や国民の安全の確保に資するという目的で法がなされておりますので、非常に重要な法律であると考えます。よって、多くの皆様の賛同をお願いして反対の討論といたします。

○議 長 次に本請願に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に本請願に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。この採決は起立によって行います。平成26年請願第1号「特定秘密の保護に関する法律」の廃止を求める意見書提出に関する請願、本請願に対する委員長の報告は不採択です。よって、本請願は原案についてお諮りいたします。本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立少数。よって、平成26年請願第1号は不採択とすることに決定しました。

○議 長 日程第2、第23号議案 平成26年度南魚沼市下水道特別会計予算及び日程第3、第24号議案 平成26年度南魚沼市水道事業会計予算の2件を一括議題といたします。

2件について産業建設委員長・小澤 実君の審査報告を求めます。13番・産業建設委員長。

○小澤産業建設委員長 それでは当委員会に平成26年3月4日に付託されました2件について審査の結果を報告いたします。

まず、審査の状況でございますが、平成 26 年 3 月 6 日木曜日午後から行いました。委員の出席は 8 名全員でございます。議長より出席いただきました。それから審査の内容であります。執行部関係部課長それから参事、係長、主管それぞれの参加をいただきまして、説明をいただいた後、質疑を行い、審査を行いました。

若干内容に触れますと、下水道会計では本年度の予算の状況が報告され、おおむね 19 億円前後の予算であるというふうな流れでございました。それから 2 番目につきましては、環境整備事業、大和、六日町それから塩沢地域とそれぞれ整備状況が違いますが、それについて説明がなされました。それから大和クリーンセンターの長寿命化ということで、このことについて説明がありました。

また、農集と公共の統合というようなことでも説明がなされました。それから浄化槽整備につきましては、これにつきましても大和地域、それからそれぞれの地区に事業完了につきましても、今 65%程度というようなお話がありました。

また、ディスポーザーについてですが、平成 26 年度中に全域可能にするようにという報告がなされました。それから、水道会計ですが、水道会計についても予算的には 22 億円ほどの予算で行われるということになっておりますし、そのほかに危機管理体制というようなことで浄化槽、畔地のあそこがストップした場合に、また補水をするというような話もありましたし、それから次に業務委託関連では、平成 26 年度から検針、収納それから滞納整理等を業者委託にしたいという、平成 27 年度からは完全委託化を目指すという説明がありました。

また、新たな事業展開としまして、水道水の融雪活用の実証実験、それから再生可能エネルギーとして浄水場の屋根で太陽光発電をするということ、それから水道ビジョン財政の見直しというようなことが提案され、審査いたしました。

結果を報告いたします。第 23 号議案 平成 26 年度南魚沼市下水道特別会計予算については反対者がなく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続きまして第 24 号議案 平成 26 年度南魚沼市水道事業会計予算これにつきましても反対者なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上です。

**○議長** 長 2 件を一括して委員長の審査報告に対する質疑を行います。18 番・岡村雅夫君。

**○岡村雅夫君** 下水道についての質疑の内容についてお伺いします。ディスポーザーについては私は幾つかの機会でお話をしているわけでありましてけれども、下水道としてディスポーザーがどうであるかという審議が私は未了なのではないかなという立場です。環境問題とかごみの焼却場、焼却炉の問題で長寿命化あるいは生ごみの量の減少等が見込まれるということですが、下水道本体に係る負荷について私は議論すべきであるというふうなたびたび申し上げてきたわけでありまして、そういった議論があったかどうかひとつお聞きいたします。

**○議長** 長 産業建設委員長。

**○小澤産業建設委員長** そういう議論はありました。影響の調査をして、影響については下水道のほうに 400 万円程度増額になるという、そういう報告がなされました。

○議 長 18 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 400 万円ほどのそのそれは普及の段階、ある程度の普及をしてという多分見込みの話だと思えます。そうした中で、その 400 万円という問題と、普及率の問題というのがそこでは整合していないので、今後の調査をきちんとしていただきたいという意味合いも込めて、その部分のお話を今回させていただきます。ぜひ、今後ともほとんど普及率の数値が上がらない状況で、許可という形が行われますと、実態との整合性というのがそこになくなるということでもありますので、しっかりと調査をしていただきたいというふうに思えます。要望を添えて質疑を終わります。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 第 23 号議案 平成 26 年度南魚沼市下水道特別会計予算に対する討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 23 号議案 平成 26 年度南魚沼市下水道特別会計予算、本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 23 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 第 24 号議案 平成 26 年度南魚沼市水道事業会計予算に対する討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。18 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 私は 24 号議案 平成 26 年度南魚沼市水道事業会計予算に反対の立場で討論に参加させていただきます。報告にありますように、安全で安心な水の供給を安定的に進めるため、新水道ビジョンを基本に置き、水道施設の適正規模化、施設や水利の多目的利用の推進、緊急非常用水源の確保と危機管理体制の強化などを図って努力していただいているところでもあります。この内容は昨年と同じ内容になっているかと思えます。

昨年から資本費平準化債、昨年は 2 億 5,000 万円、本年度予算では 1 億 5,000 万円を借入れ、内部留保資金を確保しての経営になっています。私は常々、過大投資分については水道料にはかけずに、一般会計で持つべきであると唱えてきました。いまだ 125 億円からの起債残高があり、さらに平準化債なる起債を起こして変死計画を立てなければ、立ち行かなくなっている会計であります。

新水道ビジョンは地下水に頼らず、表流水を浄化する時代だといって、ダムからの取水で

浄水場を建設し、市内全域に配水する集中配水方式の破綻を宣言した内容となっているというふうに私は思います。

現在、大雨が降ると細かい微粒子での汚濁などで、浄水機能がマヒし、給水不可能な状態に陥るそうであります。根本的な計画変更を迫られ、非常用水源の確保を名目に旧地下水源や新たな井戸掘削による水源の確保の新たな投資が行われようとしています。

今回の予算の中では、消費税増税に当たり事業内容を見直し、そして合理化を図り従来と変わらない料金を維持していただいたことや、福祉減免制度は評価に値します。しかし、まだまだ南魚沼市の水道料金は高過ぎます。我が市の半分以下の料金の魚沼市でも今回値下げをしたとの報道もあります。暮らし応援の大幅な値下げを要求するものであります。

また、付け加えますが、先ほどの委員長報告にもありましたが、私は水道水による融雪実証実験については、目的外使用も甚だしいと指摘をさせていただきます。以上が反対討論であります。よろしくお願ひいたします。

○議 長 次に原案に賛成者の発言を許します。1番・永井拓三君。

○永井拓三君 私は平成26年度南魚沼市水道事業会計予算に賛成の立場で討論に参加いたします。良質な水道水の安定供給のため、施設の適正な維持管理と施設更新をすることや、現行の水道料の維持なども市民生活を守る上で重要な課題です。

また、無線メーターの導入などで経営の合理化、それに関して評価に値すると思います。今後の課題として災害時における安定した水道水の供給と、衛生環境の維持などの体制づくり推進に対して、積極的な姿勢を見ることができたと思っております。簡潔ではありますが、以上の事から水道事業予算に対して皆様の賛同を求めます。以上です。

○議 長 次に原案に反対者の発言を許します。

次に原案に賛成者の発言を許します。9番・笛木 晶君。

○笛木 晶君 おはようございます。歩む会を代表しまして、南魚沼市水道事業会計予算について賛成の立場から討論をさせていただきます。

先般、産業建設委員会にも南魚沼市水道ビジョンということで平成24年度改訂版の中にもありますけれども、基本に安全・安心、強靱な持続可能な水道を進めているということでございました。想定外の新潟・福島豪雨、福島原発等の放射能そうということがありまして、水道も非常に苦勞をしている。表流水を取っている、そういうことで浄水に関しては非常に苦慮しているということがわかります。

その中に危機管理体制の強化や代替水源の確保、老朽管の更新等をやらなくてはならないことはもう山ほどあるわけでございます。このような中で、今後そのビジョンの中でも民間委託の検討それらをなるべく経費の削減を図っていきながら、これを続けていく。平成26年度については消費税増税に対しても料金改定を行わない、福祉減免継続としていくということでございますので、その取り組みに対して賛成するものであります。どうか皆さん、ご賛同を願ひまして賛成するようお願い申し上げまして、私の討論とさせていただきます。

○議 長 次に原案に反対者の発言を許します。

次に原案に賛成者の発言を許します。16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君　おはようございます。第24号議案　平成26年度南魚沼市水道事業会計予算に対して、賛成の立場で討論に参加するものであります。先ほどの反対の討論を聞いておりました。先行投資については一般会計で負担をすべきだと。これは私たちの知らない時代での話でありましたが、今さらという感もありますけれども、思いは多分同じだろうと思います。

さらに緊急水源というのは、初期の計画、いわゆる表流水を利用した水道事業、これはもうだめだと、破綻を示すものだと、非常に極端な言い方であろうと思っております。消費税分について値下げを、いや値上げをしないで頑張ったというところを私はもっと評価したい。ことしはひょっとして賛成討論が聞けるかなと思っておりましたが、もっと下げろという部分でありますけれども、下げたいものならば下げるべきだという思いは同じでありました。また、水道水の融雪実験これについては、ほぼ100%反対討論者と同じ考えでありました。私は新生市民クラブを代表して賛成の立場で討論に参加をする、その理由をお聞きいただきたい。

まず第1は消費税改正による水道料金上昇を何とか抑えようとした点であります。給水収益17億150万円で、営業費用18億4,338万円を支払わざるを得ない企業であり、いつにもまして厳しい予算を立てざるを得なかった。企業努力によって消費税価格転嫁を抑制する、このことは国の方針に反するものであり、また、我が市の水道事業そのものにとっても良い結果をもたらさないことは明白であります。全国1、2を争う高料金に家計をこれ以上、圧迫することはできないという政治的な判断によるものだと思っております。

また、不完全ではありますが、水道ビジョンという公共施設、マネジメントによって施設整備をしようとしている点も評価をしております。ただ、緊急水源確保事業が水道ビジョンに与える影響を、詳細に点検していない点は気がかりであります。本格的な事業化の前に、この影響をよく点検すべきであると思っております。

さて、今年度の事業を見ますと、冬期概算請求これを何とか変えたいということで、無線式メーターを7年間導入をしようという計画であります。これは経費全体の削減と水道漏れ早期発見に寄与すると判断をしております。

また、配水管敷設工事が8,643メートル予定をされております。昨年をはるかに上回る距離であります。市内の老朽管更新は40年間、毎年10キロメートルを基本としていても、この数字よりはるかに少ない。それでも昨年よりはるかに伸びております。水害で被災し、復旧が急がれる干溝地区の配水池工事が予算化され、蟹沢配水池工事、船ヶ沢配水池増設工事、岩之下水源掘削工事なども予算化をされました。

また、経費削減のための業務委託、検針、収納管理、滞納整理などの民間委託を平成27年度当初より実施に向けて、平成26年度には業者選定、事務引き継ぎを行うことも予算化をされたわけであります。

27年3月31日時点での長期負債残高は111億6,769万円、内部留保現金9億5,549万円

という数値目標の予算でありましたが、製造原価と供給単価の差額いわゆる差損を抱えたままの企業であるということを忘れず、いかにして水道料金を下げ負債を減らしながら、安心・安全な飲み水の供給に日夜努力されることを期待して賛成討論をするものであります。

○議 長 次に原案に反対者の発言を許します。3番・田村眞一君。

○田村眞一君 原案に対して反対の立場で一言、討論に参加したいと思います。同僚の岡村議員の発言をさらに強調する意味で、水道がこれだけ高いというその原因は過大投資にあるということを認めるならば、一般会計から繰り入れして市民の暮らしを第一にというのがやはり筋ではないかということ、私はきのうから重ね重ね強調しているわけでありまして。

魚沼市の2倍であります。やはりお隣で住むのと、こちらで住むのと全然違うということは、本当に生活の面でいっても大きな後退といわざるを得ません。消費税分を抑えた点は高く評価しますが、やはりもっと踏み込みが足らないと、不十分ということを指摘させていただきまして、反対の討論といたします。皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議 長 次に原案に賛成者の発言を許します。

次に原案に反対者の発言を許します。

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。本案に対する委員長の報告は原案可決です。第24号議案平成26年度南魚沼市水道事業会計予算、本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第24号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第4、第19号議案 平成26年度南魚沼市国民健康保険特別会計予算、日程第5、第20号議案 平成26年度南魚沼市介護保険特別会計予算、日程第6、第21号議案 平成26年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計予算、日程第7、第22号議案 平成26年度南魚沼市城内診療所特別会計予算及び日程第8、第25号議案 平成26年度南魚沼市病院事業会計予算の以上5件を一括議題といたします。

5件について社会厚生委員長・塩谷寿雄君の審査報告を求めます。社会厚生委員長。

○塩谷社会厚生委員長 おはようございます。社会厚生委員会の審査報告をいたします。審査の状況であります。期日は平成26年3月10日で行いました。委員の出席状況は9人全員の出席で行いました。議長からも出席をいただいたところでございます。なお、執行部からは担当の部課長、係長さんから出席をしていただきました。

第19号議案について資料また予算書の説明を受け、質疑と答弁がありました。その内容を少し話してみたいと思います。担当部は大変研究している印象であるということでもあります。当市の特殊な事例なのか、自治体でも同じ状況にあるのかということでもありますけれども、保険給付が一番低く、1人当たりの保険税額が一番高いというアンバランスが、一番顕著な



のは南魚沼市であるということでもあります。

保険給付が低く、保険税額も低いという市町村はほとんどないとのことでした。県が担当課長会議でつくった資料ではっきり出ているとのことでした。原因は前期高齢者交付金である。いい制度ではあるが、この額の多い少ないによって保険税額が相対的に変わってしまう。そういう傾向が全県的にあるという答弁でございました。

また、最終的に支払準備基金の繰り入れや、法定外繰入を導入して従来どおりの保険の上昇分を抑えるという範ちゅうでの考えであるかということでもありますけれども、答弁では平成22年の国保審議会でも、国保税をもし上げるのであれば5%以内にし、そのときには法定外繰入もやっつけていかなければいけないという議論があった。もし、上げるにしても5%に抑えてほしいという意見をもらっている。その方針どおりである。値上げをしないとか、値下げをするということを今回の段階で申し上げることではないということでございます。

保険税の滞納繰越現年度分の未収について、2月の時点でどの程度になったかということでもありますけれども、2月における現年度分で3億6,300万円、滞納分が3億5,900万円、計7億2,300万円である。収納率は過去最高によかった。前年度よりもさらに1%よくなったということでもあります。この理由については、平成21年4月からコンビニ収納を導入したことによって、どこでも支払ができるようになった。滞納者も言いわけができなくなったし、担当課も夜間の徴収が不要となり、現年度分に集中できるようになったということで、導入してから四、五年たって結果が徐々に出てきている。県下では収納率は低い方だが、徐々にこの成果が上がってくると思っているという答弁でございました。

また、人間ドッグでの申込者が1,292人とあるが非常に低いと思うという質問があり、ドッグの申し込みは横ばいで、もっとこの数値が上がってほしいという担当部でしたが、そうならない理由として胃カメラの希望者があると。胃カメラの希望者だと今度、医師がつかないといけないということでありました。医療機関もそうなりと頭打ちであるということで、平成26年度中をかけて交渉し、対象施設を増やす地道な作業が必要になる。この数値で満足しているわけではなく、1,500人にはしたいという執行部からの答弁でございました。

討論に入り、反対者が1人、賛成討論が2人ということでその後採決を行い、賛成7、反対1ということで第19号議案 平成26年度南魚沼市国民健康保険特別会計予算は、可決すべきものとなりました。

続きまして20号議案でございます。こちらも少し中身のQ&Aを話していきたいと思えます。保険収納率は少しずつ伸びているそうだが、保険料を納付できない理由、また納付しないと最終的にどうなるか教えていただきたいということでもあります。昨年の納付をされなかったお宅を訪問して話を聞くと、一様に生活が苦しくて納められないという話があった。忘れていたという方はほとんどなかったということでもあります。何とか頑張って納めたいという話があったということでございます。

介護保険の徴収有効期間が2年と定められており、それを経過して不納欠損となって納めることができない。納付した場合は介護保険を利用するときにペナルティが生じるというこ

とでございます。通常 10 万円の介護給付サービスを利用すると、1 万円が自己負担で公費から 9 万円補填されるが、納めることができなかった期間に応じてその自己負担が 1 割から 3 割に引き上げられる。あるいはいったん全額を自己負担して、9 割が返還されるといった扱いになるとの答弁でございました。

それと担当部からは第 6 期計画につきましては、平成 27 年、28 年で見極めをして平成 29 年度に国の方針に従って切りかえをしたいという考えを述べていらっしゃいました。認定者の占める受給者の割合が 87% で上限にしているが、13% の方はどういった理由でこの利用を受けていないかということでもありますけれども、医療度が高く病院に入院している方、介護保険の認定を受けて医療保険を利用している方などが該当するというところでございます。

認定者は 3,300 人ほどいるが、実際に毎月介護サービスを利用する方は 2,900 人強であるという答弁でございました。介護給付費準備基金は平成 25 年度末で残高が 1 億 6,000 万円とのことであるが、このうちの 8,843 万円を繰入金とするが、残りは平成 26 年度に使わずに第 6 期に持ち越すのか、あるいは平成 26 年度に不足が生じた場合の補填にするのかということでもありますけれども、答弁では基金の残高は 6 期計画に持ち越す予定である。それらを踏まえて 6 期計画に充てる費用を保険料計算に繰り入れるという答弁でございました。

それから、人材確保の面でも経営難になるのではないかと考えられる。施設内で複数のサービスを行い、施設数を抑える方向で今後はやっていってほしいといった質問があり、答弁では団塊の世代が高齢者となり、介護保険事業に参入したいという話で事業者がくる。ただ、本体があってサテライト的に施設を出す場合は、その本体がしっかりして運営を行うということでもあります。経営者と一緒に人事交流ができる事業者を、今後求めて認めていきたいという考えであります。単発に 29 床ぐらいの施設の経営はいろいろな面で困難ではないかということでありました。事業と経営のノウハウを考えると、ある程度の基盤がしっかりしている事業者にはサテライト的な事業であれば大丈夫かなと思う。市が指定する地域密着型なので、入札のように業者によるプレゼンをして選ぶシステムを採用していき、それを活用しながらやっていきたいという答弁でございました。

討論に入り、反対討論が 1 名、賛成討論が 1 名あって、採決の結果は、賛成が 7 で反対が 1、平成 26 年度介護保険特別会計予算は、可決すべきものと決しました。

続いて第 21 号議案でございますけれども、余り質疑はありませんでした。その中で 1 人当たりの医療費は平成 25 年で 49 万 6,253 円のところであり、毎年 6.5% ぐらいの伸び率で予算を立てていると思う。平成 26 年度は対象者が 60 人ほど減少することだが、伸び率を考慮したものになっているのかという質問に対し、平成 24 年度の給付額は後期高齢でも特例的に下がっている。その点で言えば、従来は 6.5% の伸び率であったものが、若干抑えられたものがないかと考えているということでもあります。滞納している高齢者がどれくらいいるのか、また短期証などの対象者がどのくらいかという質疑の中で、滞納者は平成 24 年度分で 39 人で、短期証になっている方は片手程度というような答弁がありました。

討論に入り、反対の討論が 1、賛成の討論が 1 で、平成 26 年度南魚沼市後期高齢者医療

特別会計予算は、採択すべきものと委員ではなりました。

続きまして第22号議案でございます。城内診療所ですけれども、昨年の社会厚生委員会においては老朽化が激しく、直ちの施設改善が求められるというような話があったのですが、担当部と診療所長も踏まえて話をした中で、修理をしなければならないところは修理していく。基本的に診療所の方向性を決めなければ投資しても無駄になるという可能性があるわけで、方向性を出すことを優先し、施設はメンテナンスをしながらやっていくことというような答弁がありました。

あと、薬剤の費用がかなり占めているということでもありますので、院外薬局という話がある中で、医薬材料費は収入においてウェイトを占めているが、支出でも大きなウェイトを占めている。年間約1億円の薬を買う。その差額は12%であり、全国の自治体の協議アンケートの平均的であるということの答弁をいただいております。

また、城内診療所はそもそも市から1億円くらいの一般会計の繰入金がある中で、病院は3人の通常勤務を配慮しながらやっているわけだが、診療所は1名でいいので平成21年に診療所体制に変更したことによって、診療所では7,000円から8,000円となる2週間の入院を前提としている中で、それ以降になると5,110円とビジネスホテル並みの収入しか得られない。そこを介護医療費でとどめて組み合わせた入院形態にする工夫を今はやっているということでございます。人件費の重さがのしかかってきている状況であるというような答弁をいただいております。

討論に入り、討論はなしで委員全員で採択すべきということで、平成26年度南魚沼市城内診療所特別会計予算は原案のとおり可決したところでございます。

続きまして、平成26年度南魚沼市病院事業会計の予算でございます。新病院事業では2人の職員配置とコンサルタントも置くそうだが、コンサルタントの委託料は新病院へ含まれる範囲かということですが、コンサルタント料は新病院の整備委託料に含まれていくということでありました。

また、建築等で20億円、医療機器で10億円、電気機関で6億円との金額を聞いている。この企業債は病院会計で借り起こしをし、その部分を事業として一般会計に出して、一般会計で処理をする。病院会計に企業債として残ることになるが、一時借入れの残高がまだ5億円もあるのにさらに21億円の企業債を持つこととなるが、しっかり返済計画を立てなければいけないという質問に対し、返済計画を立てながらやらなければいけない、総務省はそうしなければ許可をしないというような答弁です。40億円を若干超えた金額ではどうかという数年前のシミュレーションは、では返済当初の5年間で医療機器とそれに伴ったシステムに要する経費の返済をしなければいけない。それが短期間であり苦しいところではあるが、交付措置で全額というわけではないけれども、4割強か5割近くが入ってくる。長期部分は33億で試算した場合は、返済に25年から30年かかるといったようなことでありました。

委員からはあと、スタッフ等々をもっと置かなければいけないんじゃないかと、その確保はどうするんだというような質問も多かったように思います。その中で、そういうことが

ありまして、あと借金の部分ですね、借金を進めるわけで、約6割負担となる市の負担と、一般会計部分での特例債などで約7割弱合わせて3分の2が市の負担になるという理解でよいのかという質疑の中で、六、七割を市が負担することではなく、6割ぐらいは交付税や補助金を充てていきたいということで、病院稼ぎが返せないことで民間病院であれば7%ぐらいしか補助金は出ず、あとは全部繰り入れを起こして事業収入で返済をしていく。それに比べて手厚い支援を受けている。今回は医師が14人であるが、非常に新病院に期待を持って医療再編後に残ってやっていることで、宮永委員長を中心に一致団結しモチベーションを高め、医師の方々が考える医療展開ができるよう支援していきたいということでありました。

討論に入り、討論はなく全員一致で平成26年度南魚沼市病院事業会計予算は、可決すべきものと決定されました。以上、5件の説明といたします。

○議 長 5件を一括して、委員長の審査報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 第19号議案 平成26年度南魚沼市国民健康保険特別会計予算に対する討論を行います。まず原案に反対者の発言を許します。3番・田村眞一君。

○田村眞一君 第19号議案 平成26年度南魚沼市国民健康保険特別会計予算に反対の立場で討論に参加いたします。国保は生存権をうたった憲法第25条の具体化として、国民がいつでも安心して医療にかかれる国民皆保険制度の最後のとりで、社会保障としてその役割を發揮してまいりました。高過ぎる保険料の主な要因は、国からの国庫支出金が削減されたことであり、国の責任は重いと思います。

そういう状況の中で、これまで南魚沼市が国保税上昇分を抑えてきたことは、高く評価できます。しかし、その枠内の対応で本当にいいのでしょうか。この8年間の市民の国保世帯の所得と国保税の負担率の推移を見ると、国保世帯の過酷な実態が明らかとなります。平成18年度一世帯当たりの平均所得と国保税課税額の負担率は10.3%でした。しかし、直近の平成25年の負担率は12.9%、この8年間で2.6ポイントも負担が重くのしかかっているわけであり、国保世帯の所得は年々下がってきている、国保税が加入者の負担能力を超えている、その結果、滞納者が増加する傾向この現実を見るべきであります。

これまでの国保上昇分だけを抑えるだけの対応では、国保加入者の本当の意味での願いに応え、生活支援、負担軽減にはつながらないと思います。せめて負担率を10%にする。この方向で国保税引き下げの方向に踏み出すべきときではないでしょうか。そういう立場で私は反対討論といたします。皆様のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 次に原案に賛成者の発言を許します。10番・林 茂男君。

○林 茂男君 それでは第19号議案 平成26年度南魚沼市国民健康保険特別会計予算に

ついて、歩む会を代表いたしまして賛成の立場で討論に参加させていただきます。会派の皆さんからこの議案についてはお前が討論に立てと仰せつかったわけでありましたが、どうも本当は気が進まなかったのであります。もちろん、市の提案に全面的に賛成の立場でここに立っているわけですが、是非もないとしか言いようがないというふうに私はちょっと思っております。この保険制度自体に構造的な問題があつてほころんでおり、歴史的転換が求められている状態にあると思うからであります。誰もがわかっているということでもあります。

昨晚からきょうのこの賛成討論の参考にしようと思ひまして、我が南魚沼市議会の過去5年分ぐらいの議事録を読んでみました。隣の市や町はどんなことが言われているのかなというふうにひも解きもしました。全国も見てみました。抽出をしましてネットで調べていって、久しぶりに徹夜をしてしまったわけでありましたが、おかしくなるほど全国で一律の討論が行われております。我が市議会でも毎年ほとんど変わることがなく、同じ内容が繰り返されているような気がしております。その点で余り気が進まなかったというところでもあります。

要は保険者とみなされている地方自治体の問題ではなくて、国の制度改革しか打開策解決はみられないということだと思ひます。多くの地方議会できょうも同じように共産党の皆さんが反対に立っていますが、批判しているというわけではなくて、その中で共産党の方々が賛成に立っているというような議会も目にします。我が市と逆の場合でありますけれども、それは税率負担率を抑えるために一般会計からの法定外繰り入れを行ったと、その執行部の決断に対して評価をした場合のみが目につくようであります。賛否の基準はその程度なのかなというような気がしております。

釈迦に説法でありますけれども、論点は3つだと思ひます。まず国保は今や自営業者でなく、年金受給者また被用者健保の適用とならない人の方々の制度になっている。加入者は失業者、自営業者、専業農業者とか高齢者それが主な構成であります。自営業者でも業者でつくる健保に入っていない人が対象、一言でいえば社会的な弱者といつてもいいというふうに思ひます。この構造的矛盾をどう解決していくか。都道府県広域化の改善を大変期待するところですが、保険格差をなくす保険一元化など、本来の抜本的な国の対応の解決策が求められるものだというふうに思ひます。

2つ目に高齢化に伴う医療費の増大、市民が健康であり続けるための施策にどういうふうに入力しているかがあげられます。生活習慣病の一步手前のような私が、その予備軍代表であるような私が言つてもどうかと思ひますけれど、本当に大事な問題だと思ひます。

3つ目に基金の取り崩しと一般会計からの繰り入れの問題です。その会計処理で値上げが防げるという場合はそれが論点当然なるわけでありませんが、平成26年度本予算では4,000万円の繰り入れ。その基金も底をついてきております。言いかえれば過去その取り崩しによって保険料上昇を抑えてきたと言えるかと思ひますが、どの自治体も繰り入れは行われてまいりました。法定外繰り入れについては、我が市も準備はしているが今年度は行わずにこられました。

全国では4,000億円とも言われているそうであります。繰り入れで値上げを抑えることが

できるかもしれませんが、はたして無原則でこれがしていいのかどうかということに私は多少ひっかかりがあります。特別会計たるゆえんはどこかに行ってしまう。また、市民負担と行政の責任が曖昧になってしまわないか。全ての保険に対する国保の加入人数によるとか、特定の施策に対して行うとか、何らかの原則がなくてはならないのではないかと私は思いますが、現状を鑑みるに必要に応じた繰り入れは避けられないものだとも理解をしております。

4つ目に滞納徴収の問題であります。全国的には加入 2,000 万世帯の 20%、400 万世帯が保険税滞納世帯であると言われていたのですが、我が市は先ほど委員長の報告にもありましたように、コンビニ収納などの対応の中で徴収成果を大変上げてきているという努力をされていると、このことを評価しなければならないかと思えます。

最後に冒頭に是非もないなというわかりづらい言い方をしましたが、要するに現行制度上で我が市も全国とたがわぬ被保険者の構成を見た場合に、これ以上の対応ができない形でこの予算が組まれているものだというふうに理解をしております。

また、この後 5 月の国保の運営協議会等の意見を待って、その対応を準備する当初予算への 1 億 3,000 万円の法定外繰り入れの計上などもそうだというふうに思っております。反対をする理由はなかなか見つかりませんし、制度に対するものとは考えようがないのではないかというふうに私は思えます。市は現行制度の中でこれ以上の対応がないということをやっているというふうに評価をいたしまして、本予算案に対する賛成討論といたします。大勢の皆様からご同意賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○議 長 次に原案に反対者の発言を許します。

次に原案に賛成者の発言を許します。25 番・樋口和人君。

○樋口和人君 それでは南魚みらい・創幸クラブを代表いたしまして、第 19 号議案 平成 26 年度南魚沼市国民健康保険特別会計予算について、賛成の立場で討論に参加をいたします。皆さんご承知のとおり、先ほどもいろいろお話がありました。国民健康保険制度につきましては、国民の相互扶助のもとで国民皆保険の根幹となる制度であり、この制度の加入者が退職者や自営業の方など、被用者保険に加入していない方々が加入するものであり、その意味では命のとりでといわれる制度なわけであります。しかし、近年この被保険者数は減少し、財政的には非常に苦しい状況になっているというのはよく話題になるということであります。

この制度につきましては、市町村が保険者となっていますけれども、あくまでも法律に基づいた制度であり、その歳出を見ていきますと後期高齢者の支援金、介護納付金につきましては、厚生労働省から示された係数によって算出をされるということでありまして、共同事業の拠出金にしましても新潟県の国保連合会から示された額である。

さらに歳入につきましても、国・県からの決められた額であり、そしてその残った部分これについて加入者の保険税で賄うといった形になっています。先ほどもありました、このことで我が市の保険税については、医療費がかかっていないのに保険税が高いという矛盾も生まれています。

そうした制度の中で我が南魚沼市としてどう被保険者の命と健康を守り運営していくか、

このことをこの予算で示していると思いますし、我々がそのことについて賛否をあらわしているというものだと考えています。そして、この予算を見た中で、市当局が並々ならぬ苦勞をして被保険者の負担軽減に努めている姿がうかがえます。基準に基づく一般会計からの繰入金 3 億 6,080 万円、このほかに支払準備基金から 4,000 万円、さらに法定外の一般会計からの繰入金 1 億 3,000 万円などです。支払準備基金もこれで底をつくというように、薄氷を踏むようなその思いでこの予算を立てていると思っております。

また、今年度につきましては、ジェネリック薬品の普及などを図って、5,000 万円を超える負担の軽減を図っているというふうにして、歳出についてもぎりぎりに行っている。そしてその上で特定健診ですとか、人間ドッグの助成事業をはじめとして通じて病気の早期発見に努め、医療費の削減にも努力しているという姿であります。市町村での運営は限界にきている。このことは数年前から話題となっていました、その状態を改善すべく平成 29 年度から都道府県の運営に移行していくということではありますが、これについても各首長をはじめ多くの職員の働きかけがあったというふうを考えています。

最初に言ったように加入者の減少やその状況を考えれば、加入者の保険料だけでは運営することもままならず、一般会計からも法定外の繰り入れをしています、やはり保険でありますので加入者相互の互助の精神で成り立つ、これが本来の姿だというふうに考えます。そのことを踏まえれば誰もが安心して医療にかかれる最後のとりで、命綱であるといえども、この保険に加入していない方々のお金である一般会計からの繰り入れを際限なくすることは、なかなか難しく、ここについては今後いろいろと検討を加えていくべきというふうに考えております。

また、保険料を抑えるために特定健診ですとか、人間ドッグなどのメニューを用意してあります。これを活用し、被保険者がみずから医療費を抑制すると。これについても今後、個人個人考え実践していかなければいけないということでもあります。また、そのために市当局としても普及活動に努めていただきたい。

さらにこのところ上昇しています収納率をより一層上げるための努力も今以上に期待をし、またこの制度の根本的な見直しを国に対して今後も力強く働きかけていただくことをお願いし、賛成討論といたします。全議員の賛同をよろしくお願いいたします。

**○議 長** 次に原案に反対者の発言を許します。

次に原案に賛成者の発言を許します。16 番・寺口友彦君。

**○寺口友彦君** 第 19 号議案 平成 26 年度南魚沼市国民健康保険特別会計予算に対して、新生市民クラブを代表して賛成の立場で討論に参加するものであります。先ほどの反対者のまず憲法第 25 条、全くそのとおりであります。国民健康保険は社会保障の柱であります。高過ぎる国保料は国が支援を抑えたためである。全くそのとおりであります。考え方は全く同じであります。国保料の重税感はだんだん重くなってくる、よって滞納者は増えるのだ。この部分についても流れ的にはそうでありませうが、中身を吟味してみないとなかなか言えない部分もあるだろうと思います。生活支援を基本とすべきだ、考え方は全く同じでありま

す。ただ、市全体で考えてみたときに、じゃあ水道料金はどうなのだ、下水道料金はどうなのだということ全体を見ていて、ことしは水道料に対して本来ならば上げざるを得ないところを頑張ったという部分もあります。そこら辺もお考えいただきたい。では、その理由の部分をお聞き願いたい。

国保世帯数 8,749 戸、被保険者数 1 万 6,175 人と推計して予算化をされた平成 26 年度予算案であります。全世帯数の 44.9%、全人口の 27.1%が加入しているという計算となりました。前々から言われておりますが、受診率が低い、なのに税負担が重い。こういう状況は変わらないわけではあります、その原因はだんだんとわかってきたようであります。ことしの特徴は何と言っても軽減措置を受ける人の拡大であります。世帯数で 380 戸、被保険者数で 970 人です。総額 1 億 7,100 万円の軽減であります。また、限度額は総額で 1,004 万円の引き上げで、納められる余裕のある方に多く負担していただくことで、低所得者負担軽減に貢献はするものだと考えております。また、70 歳から 74 歳の現役並み負担に耐えられる方が一部負担金 2 割となり、また高額療養費も所得の低い方に軽く、高い方に重くという計算方法に変わったことも、低所得者負担軽減につながると考えております。

しかしながら、消費税増税と高齢化率の上昇で医療費が増え、特に高度医療の影響は大きいと考えます。結果的に 1 人当たりの保険税は上げざるを得ないという厳しい状況が予想される中、法定外繰り入れと基金取り崩しで精一杯の努力をして、保険税率上昇を抑えようという努力を評価するのであります。

保険税滞納を見ますと、長期にわたる滞納が特徴であり、短期証、資格証の発行も例年ならば 200 件を超えるものと予測されます。保険税の重税感は市民の皆様からよく聞かされますが、軽減を受けていながらも滞納をするという状況があるのかを調査して、本当に高過ぎて保険税が納められないのかを見極めることを急ぐべきであります。

かつては資産割りという課税もありました。このことがなくなって、本当に昨年度の収入に対して納められる方に納めていただくという方法に変わった。それ以前の方はどうなのだろうかということもきちんと調査をして、その滞納の中身というものを吟味すべきであろうというふうに思っております。

平成 29 年度には県全体で国保運営を一本化しようということに決まっております。さらには国保データベース化事業というものが出来まいりました。これらは国民皆保険制度の堅持と適正な税負担のためにやろうという努力というふうに思っております。以上から担当課の努力の末の予算案と判断をし、賛成をするものであります。

○議 長 次に原案に反対者の発言を許します。

次に原案に賛成者の発言を許します。

○議 長 討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。本案に対する委員長の報告は原案可決です。第 19 号議案



平成 26 年度南魚沼市国民健康保険特別会計予算、本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第 19 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 休憩いたします。休憩後の再開は 11 時 15 分といたします。

〔午前 10 時 53 分〕

○議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

〔午前 11 時 15 分〕

○議 長 第 20 号議案 平成 26 年度南魚沼市介護保険特別会計予算に対する討論を行います。まず原案に反対者の発言を許します。3 番・田村眞一君。

○田村眞一君 第 20 号議案 平成 26 年度南魚沼市介護保険特別会計予算に反対の立場で討論に参加します。介護保険制度は創設から 13 年を迎えました。今回制度の見直しによってどうなっていくのでしょうか。要支援の 1、2 は介護給付の対象から外す、特別養護老人ホームへの入所は要介護 3 以上に限る、所得によって介護保険の利用料を 2 倍に引き上げる、低所得者でも預貯金や不動産があれば、施設の居住費、食費を補助しないなどなど、まさに今回の制度見直しは、介護保険制度そのものの土台がゆらぐ状況といわなければなりません。

要支援者を保険給付の対象から外して、市町村の地域支援事業に移すといえます。サービスの質や内容について全国一律の基準がなく、市町村の裁量に委ねられます。各地の自治体からも地域支援事業予防給付の受け皿として扱うことに関して非常に疑問を感じる、地域で格差が生じるのではないかという不安な声が上がっております。現在、訪問介護や通所介護を受けていらっしゃる方や、これから施設に入りたいと思っている方々、いったいどうなるのでしょうか。今回の制度見直しによって影響を受けられる方々の今後の先行き不安を考えるならば、胸が締めつけられる思いであります。

2025 年度が団塊の世代が高齢者となるピーク、ますます市民にとって介護保険の必要性が大きくなっていく中、ニーズが高まっていきます。介護保険の出発、介護保険料は当初 2,000 円からスタートをしました。その後、どんどん、どんどん上がり続けて現在は 5,000 円台となりました。市民の中から、関係者の中から聞こえる声は、保険料を下げしてほしい、こういう声ばかりであります。この願いに応えるべきであります。

物価高騰、消費税の増税、年金の減額が続く中、低所得層にとって保険料利用料への負担が非常に強い。市民感情からいっても、この基準月額 5,000 円というのは、高過ぎると言わなければなりません。そういう立場から介護保険料引き下げの方向を求めまして、私は反対の討論といたします。皆様のご賛同をお願い申し上げます。

○議 長 次に原案に賛成者の発言を許します。15 番・中沢一博君。

○中沢一博君 南魚みらい・創幸クラブを代表いたしまして、第 20 号議案 平成 26 年度南魚沼市介護保険特別会計予算について賛成の立場で討論に参加させていただきます。私は政治というものは、不安があるのは政治じゃないと私は思っております。政治というのはこ

の現実の中でどう責任を持って皆さんに安心感を持たせて、そして一歩でも前進して住めるか、そこが私は大事だと思っております。そのことを考えた中で、私たちは予算の執行をしていかなければいけない、そのように思っている次第でございます。

それで私はこの平成 26 年度は第 5 期介護保険事業の最後の年に当たるわけでありまして、本年、市政 10 周年を迎えるわけでありまして、本当にそうしたことを考えると合併した、先ほど話がありましたけれども、当初私どもが合併をした平成 17 年、介護保険においては第 2 期に当たりますけれども、その中では介護保険予算が 28 億 5,300 万円でありました。そして保険料は 3,225 円でありました。そして、現在の第 5 期最終年度の平成 26 年度の予算は、62 億 6,400 万円であります。保険料を 1 人に換算して 5,192 円というふうな、それが実態であります。この数字を見たときに、確かに急速に進む少子高齢化の中で、医療と並んで介護の充実、大切さというのは本当に待たなしの状況であるというふうに改めて感じるわけあります。

そのこのところは、市民の皆さんもどうなのだろうという不安感はあるかもしれない。しかし、その中でやはり限られたこの財源の中で、介護基盤をどう整備しているのか、このところがやはり大事な部分になってくるわけでありまして。当市はこの第 5 期計画の中で、かなり基盤整備も進んできたかと私は思っております。待機者もいますけれども、他の自治体から考えた中ではかなり前進して改善も進んでおります。

保険料も第 1 段階から第 3 段階までは、被保険者の生活が困難な方には、世帯の実情に合わせて保険料の軽減措置も講じております。また、施設入居者の食事費とか居住費に対しても補足給付も助成をしております。そして、誰もが安心できる社会へ行政関係者一丸となって努力しているというふうに、私は感じている次第でございます。

そうした中で本当に要介護者、認知者の介護者が増えてくると予測されるわけでありましてけれども、いよいよこの第 6 期事業計画が始まります。この住み慣れた地域で安心して暮らせる社会へ、医療と介護と生活支援など一体的な提供がさらに求められるのであります。そういう意味ではやはり介護予防を本当に大切にしなければいけないと思っております。健康寿命をどう延ばせるか、各課との連携を大切にする中で、データヘルス、言わせていただきました件、また健康マイレージ等をやはり取り入れて、とにかく一人一人に目を配らないと改善は私はできないと思っております。

元気な高齢者の方のお力も借りなければいけないかもわからない。そうした中で私は予防介護を進めていきたい、いかなければいけないというふうに思っております。そうした中でやはり介護者との信頼関係をつくるということ、これがやはり大事になってくると思います。私は、よかったと言える人生をどうつくるか、これが介護の原点だと思っております。自分の人生、終末期をいつかは迎えなければいけない。だけどそのときに、私は、俺の人生はよかったと言えるそういう環境を、私たちがどうつくっていかなければいけないか、それが私はある面では原点の 1 つだともいえるわけでありまして。

その中でケアをどう大切に介護をしていくか、これは大事な部分になってきます。皆が

安心して暮らせる社会へ、地域包括ケアのさらなる前進を期待してやまないものであります。本当に介護関係者の皆さん、頑張ってくださいたい、応援します。皆さんも本当に一緒になって応援していきませんか。以上でございます。

○議 長 次に原案に反対者の発言を許します。

次に原案に賛成者の発言を許します。6番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 私は新生市民クラブを代表いたしまして、第20号議案 平成26年度南魚沼市介護保険特別会計予算につきまして、賛成の立場で討論に参加いたします。この介護保険制度は、私が言うまでもないわけでありまして、3年に一度改正されているわけでありまして、今第5期目であります。そして、平成26年度が最終年度であります。先ほど、反対者6期目以降の不安を前段に述べまして、その平成26年度予算の話につなげましたけれども、その6期以降の話をしますと私も不安もあります。それは別にしまして平成26年度の予算ということで、やっぱりここが前提になりますので、そのことで話を進めたいと思います。

反対者が言うように、この5期は標準の月額が約5万2,000円になりまして、介護保険の発足当時から比べますと大変負担が増えてしまったなというふうな感じは私もしているわけでありまして。かといって、措置制度では家庭によっては利用者の自己負担が重過ぎて対応できないという場合も出てくるわけですので、そうした中で少子高齢化、核家族化が進む中でなかなか介護ということが個人個人で何とかできるものではなくなってしまったと。そういうところから介護の社会化ということで介護保険制度が発足しまして、今5期目になっているわけでありまして、と私は理解しているわけでありまして。

したがってこの間、負担をしながらみんなで介護の環境をよくしていこうということで、在宅もそしてまた施設整備も進めてきたわけでありまして。この5期計画の中では特養そしてミニ特養など要介護4、5の特に重い方々の施設受け入れの対応も進めてきたわけでありまして、比較的介護度が低い、認知症などで低いけれども家族の対応が大変な方々についても、小規模多機能施設の受け入れも広げるようなことで進めてきたわけでありまして。

そうなりますと結果として介護保険料も相当上がってくるわけでありまして、ご承知のように基金も取り崩し、そしてまたこの5期の中では、従来の区分、8段階から9段階にして比較的収入の高い方から負担をしてもらうというような配慮をしながら、この5期計画が始まって動いているわけでありまして。そしてこの5期計画の最終年度の平成26年度の予算につきましては、予算内容をくまなく見せてもらいました。そして委員会の審査も傍聴させていただきました。その中で数字的なことは省略いたしますけれども、先ほども話がありましたように、現行の制度の中では市としては最大限の努力をしているというふうに感じました。

加えて言うならば、介護保険担当者はもとより、それを取りまとめた貝瀬福祉保健部長、そしてその連携を密にしました小倉福祉課長、もちろん課員の皆さんも含めてでございますけれども、どこも大変ですが今日的には大変な業務であるこの介護業務を、この厳しい予算の中で計画に沿って進めていただいたことにつきましては、感謝すらしたい気持ちであります。

ということで、反対者がおっしゃるように今の市民生活の中では、料金的な面でも介護サービスの面でも、まだまだ不満はありますが、その辺、その期ごとに国がどこまでできるのか、その中で私たちがどこまで負担ができるのか、どこまでサービスが必要なのかを見極めて進めている第5期計画であります。ここはこの第5期計画最終年度の事業を計画どおり最後まで進めていただき、さらに反対者も懸念しておりましたいろいろ問題が多い、課題が多い第6期計画、そして先ほどの討論の中にもありましたその先にあります地域包括ケアシステムにつなげていくことを期待いたしまして、賛成の討論にさせていただきます。皆様のご賛同をお願いいたします。

○議 長 次に原案に反対者の発言を許します。

次に原案に賛成者の発言を許します。

○議 長 討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。本案に対する委員長の報告は原案可決です。第20号議案平成26年度南魚沼市介護保険特別会計予算、本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第20号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 第21号議案平成26年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計予算に対する討論を行います。まず原案に反対者の発言を許します。3番・田村眞一君。

○田村眞一君 第21号議案平成26年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計予算に反対の立場で討論に参加いたします。あの12年戦争をくぐり抜けて、戦後の日本の復興、そして受難の時代をくぐり抜け、そして今日の日本の経済発展に貢献された高齢者の方々を、年齢で差別する、そして新たな負担を強いるこの後期高齢者医療制度であります。

2008年に導入をされました。現在1,500万人が加入しておりますが、当初この制度を廃止してほしい、医療差別だという世論が広がる中で、2009年の総選挙では廃止を公約した民主党が勝利をしました。しかし、民主党は政権につくと公約を投げ捨てて、こうした皆さんの願いは踏みにじられたわけであります。

委員会の審議の中でも実態が浮き彫りになりました。保険料を払えない滞納者は、全国で約25万人でございます。南魚沼市は平成24年には39人が滞納、そして短期証に苦しんでいるわけであります。払いたくても払えない、このお年寄り高齢者の願いに応える必要があると私は思います。そういった意味で、こうした皆さんが本当に老後を安心できる方向をやっぱり探るべきだし、少しでも生きる希望を与えるためにも、安心を与えるためにも、負担軽減、保険料を引き下げるといって報告に向けてかじを切るといって重ねて求めまして、反対の討論といたします。皆様のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

○議 長 次に原案に反対者の発言を許します。

○議 長 討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。本案に対する委員長の報告は原案可決です。第 21 号議案平成 26 年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計予算、本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第 21 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 第 22 号議案 平成 26 年度南魚沼市城内診療所特別会計予算に対する討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 22 号議案 平成 26 年度南魚沼市城内診療所特別会計予算、本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 22 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 第 25 号議案 平成 26 年度南魚沼市病院事業会計予算に対する討論を行います。まず原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 25 号議案 平成 26 年度南魚沼市病院事業会計予算、本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 25 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 9、第 34 号議案 南魚沼市市営住宅条例及び南魚沼市市有住宅管理条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。建

設部長。

○建設部長　それでは、第 34 号議案　南魚沼市市営住宅条例及び南魚沼市市有住宅管理条例の一部改正についての提案理由をご説明申し上げます。

この 2 つの条例の一部改正は、同じ理由によりますので、1 つの条例として上程させていただくものであります。

昨年秋に、政策空き家であります市営住宅 1 棟と市有住宅 1 戸を解体撤去したことに伴いまして、それぞれの条例の一部を改正するものでございます。

それでは、新旧対照表により、説明させていただきますので、3 ページをお開きください。上段が「南魚沼市市営住宅条例」の市営住宅の設置を規定しております第 1 条第 1 項の別表でございます。

塩沢地区の「北原住宅」で、4 戸からなる長屋住宅の「8 号棟」を取り壊しましたので、右側の原稿欄、「7 号棟・8 号棟、管理戸数 8 戸」を、左側改正のように、8 号棟を削り、管理戸数を 4 戸とするものでございます。

下段は「南魚沼市市有住宅管理条例」の市有住宅設置及び趣旨を規定しております第 1 条第 1 項の別表でございます。浦佐地区にあります、市有天王町住宅で一戸建ての住宅の「市有天王町住宅 5 号」を取り壊しましたので、条例から削るものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますよう、お願いいたします。

○議　　長　　質疑を行います。18 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君　多分老朽化ということだと思っておりますけれども、こういった施設が低価格な家賃で提供されているということではありますが、入居状況等を鑑みて、今後住宅政策として補充していく考え方があるのかどうか、ひとつその辺をお聞きいたします。

○議　　長　　建設部長。

○建設部長　市有住宅につきましては、教員住宅等で所管がえをされたものを、市営住宅を補完するという意味で入居をいただいているものでございます。

市営住宅につきましては、北原のほうは建築 40 年たっております。償却年数からすると木造住宅は 30 年でありまして、本来の目的は十分に達しているものと思っております。住宅政策の中で、今後その住宅の必要数等につきましては、今集めております住宅の計画の中で今後さらに検討をさせていただきたいと思っております。以上です。

○議　　長　　建設部長。

○建設部長　利用状況でございますけれども、北原住宅につきましては、現在 33 戸入居できる状況で、入居者は 15 戸でございます。

市有住宅のほうでございますけれども、今のところ天王町については残りの 7 戸全て入居しております。以上です。

○議　　長　　18 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君　これから私の希望としては、新設等を計画して、そして民間との競合もあ

るかも知れませんが、民間ではできない支援を公がやるという目的をきちっと持って、そして若者等の定着を促すという形を取るべきであるというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議 長 建設部長。

○建設部長 住宅そのものにつきましては、長寿命化計画を策定した中で延命措置をとり、活用を当然していきたいと思っております。そして市の政策としまして、民間のアパート等もあるというような状況ですので、全体の中で先ほど申しました計画に含めまして、今議員さんのご意見も参考にしながら、検討を進めさせていただければと思っております。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 34 号議案 南魚沼市市営住宅条例及び南魚沼市市有住宅管理条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 34 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 10、第 35 号議案 南魚沼市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。消防長。

○消 防 長 第 35 号議案 南魚沼市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定につきまして、提案理由を説明申し上げます。

消防長及び消防署長の資格につきましては、消防組織法の規定により昭和 34 年政令第 201 号「市町村の消防長及び消防署長の任命資格を定める政令」に規定された資格を有する者とされております。

平成 25 年 6 月 14 日に、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための、関係法律の整備に関する法律」が公布され、消防組織法が改正されることとなりました。

改正後の消防組織法第 15 条第 2 項において、消防長及び消防署長の職に必要な、消防に関する知識及び経験を有する者の資格は、市町村の条例で定めることとされ、平成 25 年政令第 263 号で定める、「市町村の消防長及び消防署長の資格の基準を定める政令」を、市町村が参酌して条例により定めるものでございます。

条例案をご覧ください。第 1 条は、条例制定の趣旨でございます。

第 2 条は、「消防長の資格」でございますが、政令で示す資格基準の 3 項目のうち 2 項目と

しております。

政令には、この2項目のほかに「消防団員として消防事務に従事した者で、消防団長の職に2年以上あった者であること」という基準がありますが、消防本部・消防署において、消防団員として消防事務に従事した消防団長は今までおりません。今後もないものと判断し除くことといたしました。

第3条「消防署長の資格」でございます。政令で示す資格基準3項目のうち2項目といたしました。政令の消防署長の資格基準には「消防団員として消防事務に従事した者であって、消防団の副団長等の職に3年以上あった者で、消防庁長官が定める教育訓練を消防大学校において受けた者であること」という基準が示されています。この基準の消防庁長官が定める教育訓練は、消防大学校の消防団長課程を修了した者をいうものであります。

市の消防団では、これまでに消防事務に従事し、消防団長課程を修了した副団長はおりませし、今後もないものと考えられますので、条例の資格基準から除いたものでございます。

附則をご覧ください。施行は平成26年4月1日からでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第35号議案 南魚沼市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第35号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第11、第36号議案 南魚沼市病院事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。大和病院事務部長。

○大和病院事務部長 それでは第36号議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

南魚沼市立病院事業の設置等に関する条例の一部改正であります。現在の県立六日町病院に隣接して建設します新市立病院の名称につきましては、昨年7月に行いました病院職員へのアンケート、11月に1か月間をかけて行いました市民の皆様への名称公募の状況等を、12月26日に開催されました地域医療対策調査特別委員会で説明をさせていただきました。



最終的には、「市民の皆様になじみやすいこと」「魚沼市の新病院との名称混同が避けられたこと」から『南魚沼市民病院』に決定をいたしました。

『南魚沼市立ゆきぐに大和病院』の名称につきましては、この名称のネームバリューが全国的にも評価も高く定まっていることから、現在の名称をそのまま継承することに決定いたしました。新市立病院の名称が決定したことに伴いまして、名称と位置を追加するための条例の一部を改正させていただきたいものでございます。

また、この改正に合わせまして、平成20年の医療法施行令及び医療法施行規則の一部改正によりまして、広告可能な診療科名が改正されておりますので、新病院の開院に向けての諸手続上、改正後の診療科名で標榜する必要があることから診療科目を改正するものであります。ほかに、診療科目に「腎臓内科」を追加し、現在標榜している「産婦人科」につきましては、実情にあわせて「婦人科」に改める内容となっております。改正後の診療科目につきましては、現在の南魚沼市立ゆきぐに大和病院にも適用させていただくこととなりますのでよろしくお願ひ申し上げます。

3ページをご覧ください。新旧対照表により順番に説明を申し上げます。

第1条第2項の表中の名称に「南魚沼市民病院」を、位置に「南魚沼市六日町2643番地1」を加えます。第2条第2項中、「循環器科」を「循環器内科」に改め、次に「腎臓内科」を加え、「胃腸科」を「消化器外科」及び「消化器内科」に、「産婦人科」を「婦人科」に、「こう門科」を「肛門外科」に、「耳鼻咽喉科」の咽喉を平仮名表記に、「呼吸器科」を「呼吸器内科」に、「口腔外科」を「歯科口腔外科」にそれぞれ改め、これら診療科目の追加、それから変更によりまして生ずる各診療科目の号ずれを整理するものであります。

4ページをご覧ください。同第2条第3項の病床数の前に「南魚沼市立ゆきぐに大和病院の」を加え、第4項を第5項とし、第4項に「南魚沼市民病院の病床数は、140床とする。」を加えるものであります。

2ページをご覧ください。附則第1項では、この条例は、公布の日から施行とするものとし、南魚沼市病院事業が2つの市立病院をもって事業を行うことになることから、関連する条例の一部改正としまして、附則第2項では、南魚沼市立病院医師住宅管理条例につきまして、第1条の「南魚沼市立ゆきぐに大和病院」を「南魚沼市病院事業を行う病院」に改め、附則第3項では、南魚沼市立病院の使用料及び手数料条例につきまして、第1条の「南魚沼市立ゆきぐに大和病院」を「南魚沼市病院事業を行う病院」に改めたいものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。6番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 内容的に疑義があるというわけではないですけど、確認をさせていただきたいのです。内容はわかりましたが、2ページの附則ですよ、公布の日から施行するというので、今この条例制定をするということですけども、私がちょっと心配しているのは、これからの開設届とか医療法上のそういうところに、そしてまたこの改正の中には病院

の病床数が140というまで明記しながら条例改正ですので、そういうところにむしろ支障が出てこないか。今の話だと手続上必要なのですということなのですからけれども、逆にまたこの時点でこういうふうな公布の日からとなっていますけれども、そこら辺のタイミングがありますが、ちょっとそういう面で支障があるのではないかなと聞いて、ちょっと懸念がありますので、そこら辺だけお願いします。

○議 長 大和病院事務部長。

○大和病院事務部長 この条例の一部改正を決定いただきますれば、できるだけ早めに公布施行をしまして、事務手続に支障がないように進めてまいりたいというふうに考えております。

○議 長 6番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 そういうふうなことなのですからけれども、私が聞きたいのは、そうするとできるだけ早く公布して仕事を始めたりすると、今度は条例がもう生きてくるわけですので、そうするとこの内容はちょっとまだ先走っていつてしまうような懸念がある。そういうところで医療法上とか開設届とかそういうところに問題はないかということをお聞きします。

○議 長 大和病院事務部長。

○大和病院事務部長 この条例の一部改正につきましては、ある意味暫定的な部分がございます。当面、ゆきぐに大和病院が現在の診療体制で運営をさせていただくということになっておりまして、それと並行しまして南魚沼市民病院、新病院の開設に向けた手続をしないといけないということがございます。

南魚沼市民病院の手続を進める中で、再度ゆきぐに大和病院につきましても病床数等の変更がございますので、その時点でもう一度条例の一部改正をお願いさせていただくというプロセス、段取りになろうかと思っております。当面は今回お願いをしております条例の一部改正を終えていただきまして、事務的に進めさせていただいて、再度恐らく1年後ぐらいになるかと思いますが、改めてそこで精査をして条例の一部改正をお願いするという予定、考え方しておりますのでよろしくお聞きいたします。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 今ほどのに関連しますが、2つの施設を1つの病院として運営するという事で、この診療科目は1つに提示されているわけですが、では、先ほど答弁をした段階で、診療科の各施設の状況が決まるというふうに理解していいのですか。そこをひとつお聞きします。

○議 長 大和病院事務部長。

○大和病院事務部長 現在のところ新しくできます南魚沼市民病院につきましては、基本的には現在行っております大和病院の診療体制を継承していくということがございますので、その内容ということになります。新しく再編後の大和病院につきましては、内科系が中心になるということの説明を今までも申し上げてきましたが、外来等の診療につきましては2つ

の病院が連携をして、医師がそれぞれ行ったり来たりしながら行うということにということ  
を考えております。

それから必要なところは、基幹病院からも派遣をいただきながら診療をしていくというこ  
とで、現在では先ほども申しましたが、現ゆきぐに大和病院をこのまま当面現況のまま運用  
するということでございますし、新しい南魚沼市民病院はそこを継承していくということ  
でございます。1つの条例の中で2つの病院を運営していくということでございますし、自治  
体が病院事業を行うのは1つということになりますので、そのようにお願いしたいと思いま  
す。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 内容のほうは同僚議員2人の話でわかりましたけれども、この診療科目の  
名称を変更しますよね。そうすると大和病院で今やっている診療の科目の看板であります。  
そういうものもこれにあわせて変更せざるを得ないのか、あるいはこのままやっていけるの  
かということをお聞きをします。

○議 長 大和病院事務部長。

○大和病院事務部長 診療の科目につきましてはこの条例で改正ということになりますと、  
看板といいますか表示はかえていかないといけないということでございます。ただ、今まで  
やっている診療の内容が変わるというわけではございませんので、この医療法の施行規則等  
にあわせた表記にかえるということでございます。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第36号議案 南魚沼市病院事業の設置等に関する条例の  
一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第36号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 昼食のため休憩といたします。午後からの再開は1時20分といたします。

〔午前12時00分〕

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

〔午後1時20分〕

○議 長 日程第12、第37号議案 土地改良事業の計画変更についてを議題といた  
します。本案について提案理由の説明を求めます。産業振興部長。

○産業振興部長　それでは第 37 号議案　土地改良事業の計画変更についてご説明申し上げます。農地災害関連の区画整備事業を行う吉里地区、外谷地区、思川地区の土地改良事業計画の概要の策定につきましては、平成 24 年 3 月議会において議決をいただいたところでございます。そのうち吉里地区の事業計画について変更が生じたので、土地改良法第 96 条の 3 第 1 項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

変更の理由の第 1 点は、災害による流入土砂の中に大量の流木が混入していたため、処理費が増大したものであります。

第 2 点は、面工事とため池工事が 1 年で終わらなかったために、完成した平成 25 年作付可能となった田んぼへの圃場への用水確保のための補給用パイプラインの増工と、隣接する山地排水に対応するための排水路の増工が主な内容となっております。

添付の変更計画書をご覧いただきたいと思います。3 ページ以降になりますが、朱書きの部分に変更箇所となっております。

資料の中の 10 ページをご覧ください。全体の事業面積 11 ヘクタールは変更ございません。先ほどの変更理由と事業実施による精査によって、それぞれの面積の変更を行っております。

続いて 11 ページをご覧ください。11 ページは工事の概要であります。用水路が 95 メートル、それから排水路の小排水路が 46 メートルの増となっております。

17 ページをご覧ください。17 ページは費用の概算であります。関連事業費では用排水路等の事業精査によるもので 2,820 万円ほどの増工、本災関係では流木処理等により 870 万円ほどの増で、合わせて 3,690 万円ほどの増となっております。

なお、工事費の増額に対しましては、12 月補正予算において対応させていただいております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議　　長　　質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議　　長　　討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議　　長　　採決いたします。第 37 号議案　土地改良事業の計画変更については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 37 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 13、第 38 号議案 市道の認定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。建設部長。

○建設部長 それでは第 38 号議案 市道の認定についての提案理由をご説明申し上げます。今回の市道認定は、新規に 5 路線を提案するものでございます。

道路種別はいずれも「その他」で、起終点の地番、延長・幅員、主な経過地は記載のとおりでございます。

それでは議案資料の図面によりまして、ご説明をさせていただきます。3 ページをご覧ください。図面番号 1、路線名「西浦欠ノ下線」は五日町地内の路線で「県道欠ノ上五日町線」を起点とし、五日町病院の外周に位置しております「市道欠ノ下西線」に接続する道路であります。延長は 294 メートル、幅員は 6 から 11.5 メートルでございます。

この路線は地元五日町区及び寺尾区から要望がありました道路でありまして、市道認定基準の公益的施設に連絡する道路として、認定をお願いするものでございます。

続きまして 4 ページをお願いいたします。図面番号 2、路線名「奥家ノ前線」です。これは奥地内の道路で「県道一村尾六日町線」を起点とするものであり、延長は 42 メートル、幅員は 5 メートルでございます。この路線は地元の奥区から要望がありました道路で、袋状路線ではありますが、市道認定に関する取扱要領における基準に合致することから、認定をお願いするものでございます。

続きまして 5 ページをお願いいたします。図面番号 3、路線名「城内診療所線」です。泉地内の道路で国道 291 号を起点とする城内診療所までの道路であります。延長は 55 メートル、幅員は 7 から 3 メートルでございます。今まで、この道路は城内診療所の構内通路としておりましたが、管理区分を明確にするために市道認定基準の公益的施設に連絡する道路として、認定をお願いするものでございます。

続きまして 6 ページをお願いいたします。図面番号 4、路線名「天王町大久保 1 号線」及び「天王町大久保 2 号線」は、浦佐地内の道路でございます。「天王町大久保 1 号線」は「県道塩沢大和線」を起点とするものであり、延長は 100 メートル、幅員は 6 から 6.3 メートルでございます。「天王町大久保 2 号線」は同じく県道塩沢大和線を起点とし、先ほどの「天王町大久保 1 号線」に接続するものであります。延長は 90 メートル、幅員は 6 から 13 メートルでございます。

この 2 路線は、地元天王町区から要望がありました道路でありまして、また、天王町大久保 1 号線は、袋状道路ではありますが、市道認定に関する取扱要領における基準に合致することから、認定をお願いするものでございます。

以上、新規認定 5 路線でございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。

第 38 号議案 市道の認定については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 38 号議案は原案のとおり決定されました。

○議 長 日程第 14、第 39 号議案 人権擁護委員の候補者の推薦について、及び日程第 15、第 40 号議案 人権擁護委員の候補者の推薦について、以上 2 件を一括議題といたします。2 件について提案理由の説明を求めます。市長。

○市 長 第 39 号議案につきまして提案理由を申し上げます。このたび人権擁護委員といたしまして 1 期 3 年間にわたりご尽力いただきました中嶋則子さんが平成 26 年 6 月 30 日付で任期満了となり退任されます。中嶋さんの後任といたしまして、岡村光枝さんを入権擁護員法第 6 条第 3 項の規定に基づき法務大臣に推薦するに当たり、議会のご意見をお伺いするものです。

岡村さんは長い行政事務経験を有し、人格識見ともに優れておられる方であります。任期は平成 26 年 7 月 1 日から平成 29 年 6 月 30 日までの 3 年間となります。よろしくご審議の上ご意見を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして第 40 号議案であります。これも人権擁護委員でありますけれども、人権擁護委員として 5 期 15 年間にわたりご尽力をいただきました南魚沼人権擁護委員協議会会長の南雲 勇さんが平成 26 年 6 月 30 日付で任期満了となり退任されます。南雲さんの後任として、若井健一さんを入権擁護員法第 6 条第 3 項の規定に基づき法務大臣に推薦するに当たり議会のご意見を伺いするものであります。

若井さんも長い行政事務経験を有しまして、人格識見ともに優れておる方でございます。任期も先ほどと同じく平成 26 年 7 月 1 日から平成 29 年 6 月 30 日までの 3 年間となります。両案件ともよろしくご審議の上、ご意見賜りますようお願い申し上げます。以上であります。

○議 長 2 件を一括して質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 お諮りいたします。本2件は人事案件でありますので、討論を省略したいと思いますがご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を省略いたします。

○議 長 採決は起立により行います。順番に採決いたします。

第39号議案 人権擁護委員の候補者の推薦について、本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員。よって、第39号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

○議 長 次に第40号議案 人権擁護委員の候補者の推薦について、本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員。よって、第40号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

○議 長 日程第16、第2号報告 専決処分した事件の報告について（南魚沼市図書館建設（建築）工事請負契約の変更について）を議題といたします。

説明を求めます。総務部長。

○総務部長 それでは2号報告につきましてご説明を申し上げます。本件は、平成25年1月臨時会におきまして、第4号議案として提案いたしましてご同意を賜りました、工事番号が函建工第1号南魚沼市図書館建設（建築）工事請負契約に係る変更契約でありまして、増減額が100分の5以内かつ1,000万円以下でございますので、市長の専決事項の指定、第3項の規定に基づきまして3月6日に専決処分させていただいたところでございます。つきましては、地方自治法第180条第2項の規定によりご報告を申し上げるものでございます。

議案の1枚めくっていただきまして3ページをご覧いただきたいと思っております。専決処分書でございます。記載のように変更前の請負契約金額3億6,225万円でございますが、今回の変更契約で32万2,350円を増額いたしまして、変更後の契約金額を3億6,257万2,350円とするものでございます。率にいたしますと100分の0.09、0.09%の増額でございます。契約の相手方は、伊米ヶ崎・井口・宮仲特定共同企業体でございます。なお、代表者及び構成員は記載のとおりでございます。

めくっていただきまして5ページから7ページまでが変更契約書の写しでございます。もう1枚めくっていただきまして8ページは、工事の変更概要が記載されております。番号2では変更内容、3には変更理由が記載されておりますが、主な変更といたしましては、外部ルーバーの設置に伴いまして、今後は補修が難しくなると思われる部分の防水工事の増工、外壁の細かなクラック補修を兼ねる塗装に変更した施工により増、それから天井では仕上げ変更による減額がございます。それと下のほうから2行、3行部分にありますサイン工事でございますが、当初は別発注を予定しておりました。今回の工事の中で実施ということで増額でございます。

なお、今回の工事は既存施設の一部における大規模な改修でございますので、接合部分等に係る取り合い費というのを計上させておいてあるわけでございますが、その精算減額でございます。

次のA3の紙裏表で9、10ページでございますが、1階、10ページは屋上部分の平面図を添付してございます。変更箇所につきまして、赤字でそれぞれ工種ごとに位置等を記載してございますのでご覧いただきたいと存じます。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議 長 質疑を行います。18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 変更内容について、あるいは外回りの仕事について、私は以前にも指摘しましたけれども、コンセプトとかそういうものはともかくとしても、実際に仕事をした部分に関しては通常の経過年数等を見てかなりのリニューアルができたと見ます。街づくり会社としてみれば、所有部分についての何らかの負担が必要ではないかと私は考えました。そういった話し合いをされたのかどうか、そこをひとつお聞きします。

あくまでもこちらの都合でやったということで答弁があらうかと思えますけれども、実際どれぐらいの仕事の量で、どれぐらいのことを、図書館部分とは別の形でやらせていただいたということは、明確にしておく必要があるかと思えますが、お聞きしたいと思います。

それから次の変更もあります。総工事費について明快な額を教えてくださいたいと思います。

○議 長 前段の件については議案の内容と違いますので……（「外壁があるでしょう」と叫ぶ者あり）そういうことも含めて答弁願います。社会教育課長。

○社会教育課長 まず、直接図書館部分にかかわらないという部分は、外部ルーバーでございます。それと先ほど申し上げました、小さなクラックを放っておくと水等が入ったりして傷むということで、補修を兼ねた塗装を行わせていただいたという部分。直接的には大きな部分はその部分でございます。現在その面積按分の数値は手元に持っておりませんが、議員さんのおっしゃるように、またそう言うのだろう、と言われると思えますけれども、あくまでも図書館としての景観を統一する、そういう部分で市としてやらせていただいたものでございます。

また、外部ルーバーにつきましてはあくまでも市の所有品でございますので、贈与等には当たらないものと考えております。

2番目の事業費でございますが、図書館の建設事業費、まだ若干数万円単位の変更はあらうかと思えますけれども、今現在……（「総工事費」と叫ぶ者あり）図書館の工事費でよろしいでしょうか。（「要するに変更が起きた結果、総工事費がどれだけになるか」と叫ぶ者あり）図書館の、まずこの変更も含めた建築関係の事業費につきましては、建築、電気全て合わせまして8億2,700万円ほどでございます。土地建物の所有につきましては、2億6,544万円ほどでございます。高度化資金返済補助金につきましては、今までたびたび議論に上がりました2億9,000万円でございます。そのほか物件補償費といたしまして、私どもが図書館



をつくるために移動をいただく皆様の物件補償費で1億2,907万円ほどでございます。合計いたしますと総事業費で15億1,161万円ほどでございます。以上でございます。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 15億円という、1,161万円オーバーだったという総額的には結果だと聞きとめました。今、答えがなかったのですが、あくまでも要するにこちらの都合でやらせていただいたということだと思うのですが、私は多分誰が見てもリニューアルができたなと思うのです。そして図書館一体だということはどう理解するかというあたりは、かなり難しいのではないかなと思います。やはりきちんと積算がしてあるとしたならば、私も途中で1回聞いたこともありますけども、足場台とかあるいはそれにかかわるルーバー、あるいはルーバーが所有物なら所有物としても、クラック補修、塗装、シャッター等も本当に新品を入れたかと思うような形のリニューアルがされているわけでありますので、それについての価格というものは、やはりこちらで踏んでおく必要があるかなと思います。

そして街づくり会社の経営に参加しているわけでありますので、そうしますとそれ自体、よく大規模改修とかあるいは補修とかという形で資産価値が上がったわけでありますので、そういう点もやはりきちんと捉える必要があるのではないかと私は思いますが、その辺をひとつ明快にしておくべきだと思うのですが、どうでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 この議論は何度か岡村さんからありまして、私のほうでいつもお答えしておりますとおり、何度も申し上げますけれども図書館という部分のデザイン、これはナグモデザイン事務所さんをお願いをしてやったわけです。その中で一体的な図書館としてのイメージを出すにはこういうこと。それがルーバーであります。ルーバーは所有はこちらということで、簡単に言えば借りているところへつけているということですから、何も街づくり会社に負担を求める根拠も何でもないわけであります。

それからクラック補修これも一部だけです。図書館の部分だけでそしてあとは知らないよというか、それはそれで済むのでしょうけれども、やはり新生図書館としてふさわしい全体的な景観、こういうことの中でやらせていただいたわけであります。これも何か求めがあってやったということであれば別ですけれども、そうではなくてあくまでも施工者側、市のほうの全体的なデザイン、あるいは計画に基づいて施工させていただいたということであります。ですから、岡村さんのおっしゃることについては、全く私は当たらない。

そして、図書館部分だけを我々が使うのではなくて、向こう側からも入ったりこちらからも入ったり、その中にはいろいろな物もあったりと、共有といいますかその部分もあるわけでありまして、それが何ら問題になることでは私はないと思っています。直接的にそのことが非常にラ・ラの会社の業務内容に大きく貢献をして、そのことが直接的にですよ、そんなことであれば別ですけれどもそうではないわけであります。

それから経営陣の一角として、資産価値が大きく上がったということをおっしゃいますけれども、どこが資産価値が上がったのか私はわかりません。もし、上がったとすればクラッ

クを塗装で補修した程度だと思うのです。あとは特別資産価値が上がっているということは——私たちはそれ以外にラ・ラ側のほうに、市の直接的な図書館工事として手をかけていないわけですから、図書館の部分は資産価値が上がっているかもわかりませんが、ほかに資産価値を上げるようなことは確かしていないわけでありまして。別に議員の指摘は全く当たらない。再度そういうことは否定させていただきたいと思っております。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 資産価値が上がっていないというのは、私は当たらないと思うのです。誰が見ても塗装は新しくなっていますし、ここ数年は、あるいは十数年は手をかけなくてもいい状態になったということでもありますので、資産の減耗とかそういう問題から考えれば、ここへ手が加えられたというふうに考えます。工事発注のあんばいからしても、区画もきちんとわかるわけでもありますので、その額をひとつ教えてください。

○議 長 市長。

○市 長 詳細については後ほどお答えいたしますが、もしですよ、きちんと資産価値が上がったということであれば、それは税務課のほうで課税すればいいわけですから、特別何ら問題はない。塗装をちょっと施ただけで大きく固定資産税に影響するほど上がっているのであれば、それはそれで税務課のほうで評価していただきます。ほかに何か資産価値が上がったという部分を私は存じ上げません。細かい数字はとつても今ここで出ないだろう——後ほど答弁をさせていただきます。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 変更理由のところですが、外部ルーバーです。今後、補修が困難になる部分の防水改修とございますけれども、外部ルーバー自体も維持していかなければならないわけで、そうすると定期的な維持修繕というのが必要になるわけでありまして。この部分に毎回毎回そういう防水改修が必要になるのではないかなと心配があるのです。今回の改修で当面予想される30年か40年かわかりませんが、その部分についてのこういう防水のほうはないという部分でのこういう工事をやったのかということ。

それと細かなクラックですけれども、全てを処理すると多額の費用がかかる。見積もりで幾らだったのかという部分をお聞きしたいのと、塗装というのは短期的なものであって、これではたしてクラック自体——要するに水漏れですけれども——に対して何年ぐらいもつかというのものもあるわけです。これは当然また塗り直しをしなければならないというものも出てきますけれども、そこら辺の塗り直しの計画自体も出ていると思うのです。そこがわかっているとお教え願いたい。

もう1点は防水改修と外壁改修でありますけれども、総文の資料、報告によりますと1月末ですか95%ほど工事が完了しておったと。防水や外壁であれば一番最初に工事を行った部分であろうというのでありますから、工事自体がいつごろもう完了していたのか。そうするとそれに対する不可視部分の増工見込みの中から、それを削っていこうという部分であったろうと思っておりますけれども、この防水、外壁の工事がいつごろ完了したのかというのをちょっ

と教えてください。

○議 長 社会教育課長。

○社会教育課長 まずルーバーでございますけれども、今現在二重の防水処理をしておりますので、今のままでも10年は問題ないと。ただ、10年たつと見た目がちょっと色が変わってくるということで、強度的には問題はないけれども、10年から15年で一度塗装処理をしたほうがいいと言われております。塗装処理につきましても足場をつくる必要はなく、作業車でそのままつけたまま塗れると言われておりまして、できれば5年でございますけれども、10年に一度程度の塗装をしていけば相当数の期間はもつと、30年から40年はもつと言われております。その関係から外部ルーバーをつける部分の屋上の内側にアンカーを設置いたしましたので、今後その部分については防水処理ができなくなりますので、防水処理をさせていただきますということでございます。

防水処理につきましては、時期的には今はっきり申し上げられませんが、降雪前にルーバーを取りつけましたので、そのルーバーを取りつける前に防水処理をし、アンカーを取りつけているということでございます。

ちょっとクラックの塗装と当初設計との比較につきましては、手元に資料がございませんので、わかり次第お答えをさせていただきたいと思っておりますが、よろしく申し上げます。

○議 長 16番・寺口友彦君——教育部長。

○教育部長 ただいまのクラックのほうの見積もりですが、クラックですから、メートル2,700円ぐらいだということです。塗装にしますと平米4,000円ぐらいということでございます。それからあと防水工事の完了の日は、ちょっと今はっきりした日にちはわかりませんが、9月ごろということです。以上です。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 この施設については当初予算でも9,000万円を超える維持費ということで、運営費ですが出ております。この10年に一度の塗装であったり、クラックについてもメートル当たり2,700円といっても、箇所によって見積もりの額でもものすごく差が出るというわけです。そうするとこういう全体を比べて塗装のほうの方が安かったということであれば、数字自体を全体の差で、それは承知していただいたいという面もあります。塗装というのは大体10年もたてばいいほうですよ。必ず10年に1回、クラックについては割れてきますから、もっと短期間で塗り直しをしなければならないというわけで、非常に維持費がかかるであろうという部分もあるのです。こういうところはやはり全体を多めにではあっても見積もりをしながら、維持費はこれだけかかる。それでも南魚沼市の顔といえるような「えきまえ図書館」ですから、維持していくのだというところが見えてこない、変更しました、総額で32万円程度ですと言われても、はい、そうですかとは言えない部分があるわけです。こんなところはやはり数字はきちんと把握をして、これだけの維持費がかかるのだということは出せるようにしていただきたい。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 以上で、第2号報告 専決処分した事件の報告について（南魚沼市図書館建設（建築）工事請負契約の変更について）の報告を終わります。

○議 長 日程第17、第3号報告 専決処分した事件の報告について（南魚沼市図書館建設（機械設備）工事請負契約の変更について）を議題といたします。

説明を求めます。総務部長。

○総務部長 それでは第3号報告についてご説明を申し上げます。本件は、先ほど説明申し上げました2号報告と同臨時会におきまして、第5号議案として提案させていただきご同意を賜りました、工事番号が図建工第2号南魚沼市図書館建設（機械設備）工事請負に係る変更契約でございます。第2号報告の建築工事と同事由で、3月6日に専決処分させていただいたところございまして、地方自治法第180条第2項の規定によりましてご報告を申し上げるものでございます。

議案の3ページをご覧いただきたいと存じます。専決処分書でございます。1から記載がございますように、変更前の請負契約金額は1億6,275万円ございまして、今回の変更で28万350円を増額いたしまして、変更後の請負契約金額を1億6,303万350円とするものでございます。率にいたしますと100分の0.17、0.17%の増額ございまして、契約の相手方は、昺工業・創和特定共同企業体でございます。代表者、構成員は記載のとおりでございます。5ページから7ページまでが変更契約書の写しでございます。

8ページをご覧いただきたいと存じます。工事変更概要が記載されております。2に変更内容、3に変更理由を記載しておりますが、主な変更部分といたしましては、天井に設置いたしますスプリンクラーが他の設備と干渉するようになることを避けるために、配管の切り増しを行っております、その増工。それから共用部分のシャッターボックスでございますが、形状変更をいたしまして、それに伴いましてスプリンクラーの部材、給排水配管が増工となっております。それから中ほどになりますが、図書館部分の空調設備におけるフィルターを昇降式というものに形式を変更したことによりまして増でございます。最後の部分は先ほどの建築で申し上げたところの取り合い費ございまして精算減額でございます。

以上、ご報告申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 以上で、第3号報告 専決処分した事件の報告について（南魚沼市図書館建設（機械設備）工事請負契約の変更について）の報告を終わります。

○議 長 日程第18、第41号議案 工事請負契約の締結について（新・南魚沼市立病

院（仮称）建築工事）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長　それでは第 41 号議案について、提案理由をご説明申し上げます。本案は、この 3 月 13 日、公募型指名競争入札に付しました、新市立病院建築工事につきまして、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得に関する条例」第 2 条になりますが、予定価格 1 億 5,000 万円以上の工事請負契約でございますので、契約締結の同意議決を賜りたいものでございます。

本件工事それからちょっと議案を先に進んで大変恐縮ですが、この後ご提案申し上げます議案第 43 号の「電気工事」の入札に際しましては、本定例会中の 3 月 11 日に市長及び副市長から報告申し上げましたように、談合情報が通報されまして新聞報道もされたところでございます。通報者は連絡等がとれる形ではなく談合情報の内容につきましても、対象工事それから関与した業者の名称等は上がっているものの、当該入札に係る関係外の業者・個人名等があること、それから談合の日時、方法、場所等については一切情報がないという、信憑性はまことに不明確なものでございましたが、「南魚沼市談合情報対応事務処理要領」というものがございしますが、その規定に準拠いたしまして、入札に当たっては誓約書の徴取、それから仮契約締結を保留することとした上で、入札後に指名審査委員会で調査、これは事情聴取でございますが、行った結果、談合の事実があったとは認められないものでございましたので、3 月 13 日付の仮契約締結の保留を解除いたしまして、このたび同意議決をお願いするものでございます。

それでは議案についてご説明申し上げます。1 ページをご覧くださいと思います。

1 の契約の名称は、工事番号が「南医 第 1 号」新・南魚沼市立病院（仮称）建築工事でございます。2 の契約の方法は、公募型指名競争入札で、3 の契約金額は、19 億 3,104 万円でございます。4 の契約の相手方は、本間組・高橋建設特定共同企業体でございます。代表者及び構成員は、記載のとおりでございます。

めくっていただきまして、3 ページから 5 ページが建設工事請負仮契約書の写しでございます。ご覧くださいと存じます。

6 ページをご覧ください。入札調書でございます。入札参加は 2 企業体でありまして、税抜き 17 億 8,800 万円で、本間組・高橋建設特定共同企業体が落札いたしました。落札率は 97.66%でございます。

その隣の 7 ページをご覧くださいと存じます。工事概要でございます。3 に施設概要としまして施設の規模等が、4 の工事概要では施設の構造、工種が記載されておりますが、鉄骨造り 3 階建て、延べ面積が 12,866 平米、140 床の病院建築工事でございます。9 ページから 15 ページ、A 3 の図面になりますが、配置図それから 1 階から 3 階及び屋根の各平面図と立面図を添付してございます。

なお、本案及びこの後に続きます第 42 号、43 号議案の機械設備工事、電気設備工事につきましてもそうでございますが、先の予算審議におきまして市長がご説明申し上げたところ

でございます。労務費、資材の高騰、調達事情など、建設工事にかかわる現在の社会情勢から、本日お手元に未発注部分ということで資料を配付させていただいておるところでございますが、資料に記載の一部工種につきまして先送りすることとしまして、分割発注というような形で今回契約をさせていただいているものでございます。

その分割発注の考え方の概要を申し上げます。建築につきましては、それこそ今の社会情勢等における部分で工程、工事のスケジュールですが、それを考慮いたしまして、くい基礎部分それから鉄骨・鉄筋・型枠工事といったいわゆる躯体構造部分にかかわるものを先行いたしまして発注させていただくものでございます。

特に、鉄骨の加工につきましては、従来でいう一般的な期間に比べますと3か月程度も現状では多くの期間を要するという情報を得ている中で、そのことを考慮したものでございます。また、次の部分につきましても先の予算審議委員会で担当部署の医療対策室長がご説明申し上げましたところでございますが、建具、内装、防水などに係る工種につきましては、その実施が平成26年度の後半となる見込みでありますので、それこそ基準単価なり標準単価がある中ですので、総務省との協議の後にまた議会のほうとご相談させていただきまして、追加発注としたいものでございます。

まだこれからご審議いただく機械設備につきましては、当面、建築工事に影響のない部分、医療用ガス設備本体、透析排水処理施設など、電気設備につきましては、受変電設備本体機器それから自家発電設備の本体機器などを除き、発注させていただいたものでございます。

工事概要の詳細等につきましては、医療対策室長がご説明申し上げますが、よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 医療対策室長。

○医療対策室長 それでは私のほうから工事の概要を、図面を使いましてご説明申し上げたいと思います。休憩中にお配り申し上げました資料でございます。建築工事未発注分でございますが、大体残っているのが5億円から6億円、それから機械が1億円から2億円、電気設備につきましては2億円から3億円という積算内容になってございます。それでは図面によりましてご説明を申し上げたいと思います。

それではまず9ページでございます。これは配置図でございます。図面の上のほうでございますが、市道特養線という名前が入ってございます。これにつきましてはみなみ園の入り口になっております。下側でございますが市道県立病院線、これは現六日町病院の正面玄関といいますかあそこに取りつく道路でございます。その間に新病院を建設するものでございます。

それでははぐっていただきまして10ページでございます。ちょっと大変細かくて恐縮でございますが、10ページ目、1階建物でございます。ちょっと見づらいののですが、左側、真ん中辺でございます。Y04、Y03がございまして、この間ぐらいが正面玄関となっております。図面の中ほどが正面玄関となっております、入りますとエントランスホールがありまして、その上側にカフェと書いてございまして、これがお昼を食べたりするスペースでございます。

外来の皆さんのお昼は、コンビニエンスストアで買っていただいているということで考えております。

続きまして下側の一番左側でございますが、その部分が歯科口腔外科の診察室になります。これが5診ほど、「診」という字をつけますが、5部屋と言ったほうがよろしいのでしょうか、5診あります。その横の右隣、これが内科でございます。6診を予定しております。6つ部屋があるということでございます。その右側でございますが、これが外科、整形外科の診察室でございます。外科用の診察室が2診、それから真ん中の右側のほうが整形の外来診察室になりまして3診ほど設置しております。

その右側でございますが、これが専門外来と言われております泌尿器科、耳鼻科、皮膚科それから婦人科の診察室になります。各1診ずつで4診あるものでございます。その右側が精神科と眼科になっております。これが2診ずつで4診を用意してございます。その上ちょっと小さい、一番右の精神科、眼科の上側でございますが、これが小児科でございます。1診を用意してございます。

今度図面の上のほうを見ていただきたいのですが、右側の一番上、広いスペースがありましてリハビリテーションセンターと書いてございますが、これがリハビリテーション部門になっております。内容としましては、作業療法それから運動療法、物理療法、言語聴覚治療に対応できる施設となっております。主にでございますが、内科のリハビリのほうの専門医の先生が1人いらっしゃいますし、整形外科医につきましては皆さんよくご存じの先生がおりますので、特に高齢化に対応してリハビリに力を入れたいということで、スペースをとっていろいろな療法を行っていくということで考えております。

その左側でございますが、これが人工透析の部屋になっております。四角に点線で斜めに入っておりますが、これが人工透析用のベッドでございます。大部屋が37ベッドを用意してございます。その部屋の左側に隔離人工透析室をご用意いたしました。3床ほどございます。当然でございますが、人工透析患者は人工透析の空白が生じるということがもう即病気が悪化してということでございますので、感染症いわゆるインフルエンザのときにも人工透析治療はやらなければならないということで、そういう皆様に対応するために隔離病床といえますか、隔離しながら人工透析を行う部屋をつくってございます。

その人工透析の下の部分でございますが、ここの部分に内視鏡の部屋、それからレントゲンの部屋、CTの部屋、MIRの部屋ということで、これが放射線関係の検査室が配置されております。主に診療部分に使用するのはそのような部分でございます。あとは更衣室とかそれからごく真ん中の部分が医事課いわゆる事務を行う部分とか、それから右側の診察室の上側が一般的な生体検査、生理検査をする部門ということになっております。これが大体1階の平面図でございます。

右隣でございますが、11ページ目をご覧いただきたいと思っております。これが2階になっております。2階の真ん中の上側、手術室というのがございます。これが番号が1、2、3と3つほどついてございます。手術室の1が日帰り対応になってございます。これは眼科等の日

帰りに対応できる手術室ということでございます。その上の一番広い部分が手術室2ということでございますが、整形外科の手術を行う部屋でございます。左隣の手術室3が外科の手術を行う部屋になっております。

日帰り手術室の下側がアンギオを入れる部屋ということで設置をさせていただいております。いわゆるカテーテル検査という循環器系で行う検査室になります。ちょっとこれも高度な技術がいるということでございます。一応優秀な循環器内科の先生もいらっしゃいますので、その先生方とご相談申し上げてまた循環器対応ということでアンギオを配置したカテーテル室を設けさせていただいたということでございます。

整形外科の手術室、日帰り手術室の右側に5つで隔離が1つございますが、これがHCUという部屋でございます。HCUですのでハイケアユニットといいまして、ICUよりもちょっと一段下がったといいますか、ICUほどではないのですが、ほぼ匹敵するようなベッドになっております。皆さん、ゆきぐに大和病院に行っていただければ、今ICUと言われているものがございまして、ああいう感じをご想像いただければと思っています。手術後のリカバリーに使ったりするベッドでございまして、それが5つ配されております。

その右側でございますが、これが1病棟でございまして、外科系の病棟になっております。1床室が8、4床室が8、合計で40床でございます。その下側の病棟でございますが、整形外科の患者用に配置したものでございまして、1床室が4つ、2床室が2つ、4床室が10でございます。合計で48床という病棟でございます。その左隣でございますが、内科系の病棟でございます。1床室が6、2床室が2、4床室が9でございます。内科としましては46床ということでございます。

したがって、病棟関係が134床それからハイケアユニット部分につきまして6床、合計で140床ということになってございます。建物の左側でございますが、これは医局や院長先生の部屋、それから看護師長等々の部屋を配置してございます。これが2階の病棟それから手術を配した設計ということでございます。

はぐっていただきまして12ページでございますが、これが3階部分になっております。基本的には塔屋的な建物といいますか塔屋的な部分になっております。見ていただければわかりますが、洗濯室や会議室などを少し配置してございます。これが3階部分でございます。右側13ページでございますが、これが屋上を見た平面図でございます。

はぐっていただきまして14、15でございますが、外観立面図でございます。外観はこのような格好になるということでございます。いつかご説明申し上げましたが、特に2階部分につきましては、日の光が入らない病棟というのはだめでございますので、その辺配置させていただいて、普通の建物よりちょっと窓が多いという格好になっております。

以上で図面の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。7番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 消費税が8%というのは理解できるのですけれども、私の記憶違いかもし



れませんので教えていただきたいのですが、印紙税は今年度から 10 億円超の契約は 40 万円ではなかったかと思うのです。そこら辺ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

○議 長 総務部長。

○総務部長 36 万円で間違いはないと思うのですが、変わった部分での対応はしているはずですので、再度また担当に確認はいたします。まず間違いはないです。

○議 長 22 番・牧野 晶君。

○牧野 晶君 ちょっと図面でですけれども、立体図面の中で車寄せがあるかどうかは私にはわからないのですけれども、どうなっているのかお聞かせいただければと思います。

あと、せっかくなのでついでに聞きますけれども、今こういう施設になると大体駐車場の中に 3 台とか 4 台ぐらいは屋根のあるスペースというのがあられるわけです。これはまた次のときかもしれませんけれども、そういう考え、車寄せと駐車スペースについてお聞かせください。

○議 長 医療対策室長。

○医療対策室長 ただいまの質問でございますが、10 ページ目をご覧くださいなのですが、ここは正面玄関のところは車寄せをする予定です、外構部的には。そのすぐ上に救急の入り口も設置させていただきます。これにつきましては当然ウォークインといいまして、患者さんのご家族が例えば子どもを連れてきたりとかそういう部分がございますので、そこを車寄せにしたいという、回れるような格好にしたいと思っています。

それからもう 1 つポーチ的なやつは、また、外構の中でちょっと考えていきたいと思っています。どういう格好で車を回されるかというのは、まだちょっとシミュレーションしていないものでございますので。

それで、駐車場の屋根でございますが、これは腎友会という人工透析をしている皆様方からもご要望がございます。屋根をつけてもらわないと冬、雪の中でとても夜中の 11 時ごろ治療が終わって雪を落として帰るといのは大変だと。何とかしてもらえないかというのもいただいておりますし、また、夜勤の途中で帰られる看護師さん方もなかなか大変ですよというお話はいただいております。どういう形ができるかちょっとわかりませんが、これからちょっと検討してまいりたいと思っています。以上でございます。

○議 長 25 番・樋口和人君。

○樋口和人君 完成期限、工事の期間の最終日ということで平成 27 年 12 月 31 日という日付になってはいますが、基幹病院の開院に合わせてという話がずっとあったと思うのです。そうすると基幹病院が平成 27 年の多分 6 月という今予定で動いていますけれども、この辺のちょっと流れを教えてください。

○議 長 医療対策室長。

○医療対策室長 12 月 31 日でございますが、魚沼市の新病院といいますかも工期が 12 月 31 日と同じ日になってございます。というのは、建物につきましては 6 月までに完成させるということで契約書にはうたっておりますし、その後ちょっと医療機械の関係もござい

ので、若干数か月かかるのかなという気はしております。12月31日の期限につきましては、書類の検査まで全部終わって12月31日という考え方で発注させていただいておりますので、現場はもう進んでいくということでございます。

開院の日でございます再三申し上げますが、患者にもし事故があれば大変でございますので、その辺また基幹病院と調整が始まったところでございますので、でき次第また議会の皆様にご報告を申し上げて、ご意見を賜りたいと思っております。以上でございます。

○議 長 6番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 1点だけ、3契約とも公募型指名競争入札になっているのですが、公募型はいろいろメリット・デメリットがあるでしょうが、2社指名参加したところがありますし、1社だけでありますので、公募型のためにこうなったのではないと思うのです。社会事情とかいろいろあるのでしょうかけれども、1社だとなかなか判断しづらい面も若干出るような気がするのです。公募型にした条件が厳しく1社になったとか、公募型のためにこういう入札参加状況だったか、それとも社会情勢のもろもろあってこうなったのかという、そこら辺のところをちょっと。

○議 長 総務部長。

○総務部長 確定的なことはわからないというのが答えになるのですが、私個人としましては、やはり社会情勢、あとは病院という、要は特殊的な建物であることからの部分かと自分では推測しております。以上です。

○議 長 8番・山田 勝君。

○山田 勝君 この契約については、当初予算の範囲以内ということで、トータルで40億円内という契約ということで、除外範囲がここに示されましたけれども、この3点、建築、機械、電気を入れますと10億円を超えるかなという気がするわけですが、その辺のこれからの見通し、それから総務省の30万円というのが見直しがあると、補助とかそういったものがまた見直しがあるのか、その辺ちょっと説明してください。

○議 長 医療対策室長。

○医療対策室長 分割発注という、まれといいますか社会情勢の変化ということですが、新潟県でもご存じと思いますが、隣の市で県立病院を入札にかけまして、あえなくちょっと、今また内部で調整中という事案が出ております。それとともに魚沼基幹病院におきまして、当然でございますが1月24日付の国土交通省の通知の中で物価スライド条項をつけてきちんと対応してやってくれという通知も出ております。私どもだけではなくていわゆる——固有名詞をあげて恐縮ですが十日町病院もそうですし、基幹病院も私どもとは違う、発注はもうしていますけれども、それだけでは済まない部分が出てくるということでございます。病院の単価というのはある程度枠をはめられていたわけですが、内々でございますが、それは私どもだけではなくて、全てもう公共工事ができないということになりますので、それはもうあり得ない世界だと思っております。

市長が申しあげましたように、国土交通省とともに総務省におきましても同じといたします

か支援といいますか、同じ枠組みで公共事業予算を伸ばしているということもございまして、きちんと対応していただけるものだと思っております。

具体的な補助金が増えるのかということですが、補助金の枠はほぼ決まっております。今でございますが、前にもご説明を申し上げているところでございますが、企業債が大体今36億円の継続費の中で、6割程度が企業債の対象とさせていただいております。企業債の返済がどのくらいになるかというのが、一番、当初でかかるというのはそれはそれでいいのですが、将来的な運営にどれだけ響いてくるのかというのが、非常に私どもは総務省以上にそれは気にしております。10億円増えますと、5年据え置き25年償還の30年で償還する長期債に充てさせていただければ、10億円で6億円企業債が増えますと、大体年間元利でございますが、ならして2,500万円程度償還が増えるのかなと試算はしながら対応しているわけでございます。

あともう一つでございますが、先般市長のほうでも運営に対してどういう支援がいただけるのかということで一般質問がございました。私どもそれは心づもりといいますか、どういう格好でしていくのかというのが一番焦点になるわけでございますが、とても現金を県からいただくというのはちょっと無理かと思っておりますので、先般も当然健全経営の指標といいますか病床利用率85%以上がないと、ちょっとなかなか現状では自治体病院は厳しいのかなということでございます。

今の和歌山病院の経営の中では、1日1床当たり3万円強でございますので、年間にしますと売り上げと言えいいのでしょうか診療報酬としましては1,000万円強が入ってくるわけでございます。したがって、きちんと連携の中で例えば10人ほどは確実にある程度基幹病院の連携ベッドといいますかきちんと返していただくということができれば、経費も多少かかるわけですが、年間1億円という中で、当然140床体制で臨むわけでございますので、そういう部分でやっていくのが一番——連携の中で経営を安定させていくというのが一番かなと思っております。まだ具体的な話はしておりませんので、それも開院までには詰めさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○議 長 8番・山田 勝君。

○山田 勝君 未発注部分の、おおよそのこれからの進み具合をちょっと説明いただければ。

○議 長 医療対策室長。

○医療対策室長 今、考えがまだちょっとまとまっていないというのが正直な話ですが、別発注でいくのか、あるいは例えば工種ごとに、総務省と協議もいる部分はございますが、変更であれば請け率だけは落ちることになりますし、単価自体も今現在の設計した単価でいけるのか、あるいは四、五か月たったときにどうなるのかというのは、ちょっと不透明な部分がございます。そういう変更であるのか、あるいは分割であるのかというのは、ちょっと私どものほうでまだ払うというか、どうしていこうというのは決まっておりますが、3つぐらいを選択肢として、1つは変更していく、もう1つは分割して工事として発注して

いく、もう1つは例えば機械部分であれば私どもで機械を買って支給をしていくと、3つあるのかなと思っております。

これも起債の償還が非常に絡んでまいりますので、備品ということになりますとまた5年で返済ということで、非常に経営を圧迫する部分がございます。その辺を慎重にちょっと、県も同じ形態でやっている部分がございますので連絡を密にしたり、あるいは市町村課を通じてまた総務省のほうと事前に協議をしたいと思っています。以上でございます。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 なかなか素人ですのでよくわからない部分がありますが、今回建築で17億8,800万円と入札で落とされた工事概要の中に、仕上げユニット工事も入っておりますから、今回未発注分という部分については工事概要の中に含めて、要は当初20億円で考えていた部分が17億円で落ちたと。これをほかにあと5億円か6億円ぐらい増額になるのではないかと、単純にそう考えていいのかという部分です。そこをちょっとお聞きしたいなということです。

それから完成が平成27年12月末だということになると、これから基幹病院との話し合いの中だというものありますけれども、一番心配をしたのは人工透析の皆さんです。大和病院と県立六日町病院でやっていらっしゃる患者の数は多いわけですから。そのうち基幹病院でやっていただける数は決まっていると。そうすると来年6月1日に受け入れをしたいという予定でいたけれどもできないとなれば、当然県立六日町病院の施設を利用しながら対応していかざるを得ないという部分が出てきます。この部分について非常にまた注意してやっていただきたい。人工透析患者は2日に一遍でありますから、これが1日でも遅れると大変な事態になるということなので、そこら辺はきっちりやっていただけるのであらうと思っておりますけれども、今回の17億8,800万円にプラスして5億円、6億円になるという話なのかということについてちょっと説明いただきたい。

○議 長 医療対策室長。

○医療対策室長 契約金額は19億3,100万円でございますが、これに5億円から6億円、増工といいますか別発注になるのか、発注の方式は別にしまして増えるということでございます。全体額につきましては、今の時点の枠はもう積算をしております。それを事細かに言いますと、次の追加発注のときにもう各額がわかってしまうということでございますので、入札になり得ないということでございます。そこはちょっとご容赦願って、ある程度の範囲の中でお示しをさせていただいたということでございます。

それから、人工透析の件でございますが、全く今言われたとおりでございます。私どもが一番県に要望しておるのが、人工透析、救命救急それから産科、この3つだけはもう空白という文字があった時点で、非常にすごいことになるということで、そこだけは必ず6月1日であれば6月1日からきちんと基幹が受けるのだと。それからほかの病院を動かすのだというふうにしてくれということで申し入れてございます。県もそこはもう十二分に理解しております。

人工透析の現状でございますが、今人工透析につきましては新潟大学の第二内科というの

が、もう腎臓研究センターを持っている内科でございますが、その先生方とうちの病院ですと松島副院長先生が出ておられて、それと現場で働くMEさん、あるいは六日町病院であれば看護師さんが出て、それで今2回ほど会を重ねております。

現状の考え方の中では、人工透析の患者が、顔が変わると非常に不安に思うということを患者会の皆さんからいただいておりますので、もう事前に、それは市の職員とか県の職員とかいわずに、1人でも2人でも顔の見える関係を2か月前、3か月前につくっていただきたいということで、今年の11月ごろから2回ほどやっておりますが、調整を始めたところでございます。

したがいまして、当然ということもないのですが、特別委員会等々でちょっとご報告の中でございますが、6月1日に基幹病院が454が全てその日からざっと動くということはまずあり得ないことでございますので、その辺段階的に階段を上げるようにして上がっていくのであろうと思っております。

私ども、完成が12月31日ということではなくて、その前に完成はさせて当然患者の意向をきちんと2か月、3か月かけてやった中でやっていくということを考えておりますので、その辺は重々検討また協議してまいりたいと思っております。以上でございます。

○議 長 17番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 これは建築に関したことでなくて全く申しわけないのですが、市民にしてみればネットでこの辺のことに興味持っている方がいるわけですし、この間も平成27年の12月31日にできるのかなという話が実はあったのです。今話を聞いてなるほどなと思うのですが、市民の心配というかそういうことをなくする意味でも、今、室長がおっしゃったような経過を、工事としてみればこのころが大体リミットであると、患者さんの移動にしてみればこれだけかけると、こういうことをきっちりとか何かで知らした方が私はいいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議 長 医療対策室長。

○医療対策室長 その件でございますが、全体の患者移行のスケジュールを、県知事さんがみずから言われたそうですが、早めに地元の皆さんに話してお出しして、例えば基幹病院が開院して、小出病院が今の県立病院の3魚沼の基幹病院でございますので、そっちを先には患者移行して、次六日町をして、大和町をしてとか、そういう大まかな枠は早めに出してくれと。それをなるべく、知事でございますので県民という言い方をしますが、県民に周知してやってくれということでしております。それが出次第また議会の皆さんとご相談を先させていただいて、その後インターネットのホームページで出す、あるいは広報でまた流していったりして、できるだけ早く平成27年の春から秋の姿といいますか、スケジュールというのを出していきたいなと思っております。

それから、工期の件でございますが、まことに私どもちょっと配慮が足らなかったのかなと思っておりますが、私も発注するまではちょっと魚沼市の皆さんも12月31日工期で、何かホームページを見たら平成28年4月1日フルオープンと書いてございましたので、ああこ

れだけ見れば何か平成 27 年の 6 月や 7 月はないのかなと見えるなということで、ちょっと私どもは反省しておりますので、対応させていただきたいと思っています。

○議 長 17 番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 私も 25 年間生き物商売やっていたものですから、患者さんの移動ですよ。あれだけやはり多額のコンサルタント料を払うわけでありますが、輸送中に何かあったとかということになると、本当に市のほうの責任問題になるわけですから、そういうことを鑑みると大体どの程度の期間をその辺、さっき二、三か月と言いましたか、どの程度の余裕というの必要でしょうか。

○議 長 医療対策室長。

○医療対策室長 私どもが県との打ち合わせ会の中に入ってしておりますが、通常基幹病院クラスの病院がフルで動けるまでは、3 か月かかるというのが通説でございます。それは急げば 2 か月の間にできるわけですが、そうしますと六、七割の動けるのが、6 月から始めると、私どもはやはりフルに近くなってから動かし始めたほうが、先ほど議員さんが言われたように事故がなくできるのかなと、県側とは今、打ち合わせをしておりますので、やはり三、四か月はかかるのかなという感じを持っております。

建設に関係ある部分ですが、大和病院がある程度縮小してこないと、私どもの病院スタッフ、人も物も動いてこないという部分がございますので、その見極めがやはりないと、こちらのオープンをではいつにするというのがカチッと、日までは今のところ決め得ないということでございます。以上でございます。

○議 長 暫時休憩といたします。

[午後 2 時 40 分]

○議 長 暫時休憩を閉じます。

[午後 2 時 40 分]

○議 長 続行いたします。18 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 第 1 点目は工期の話が 12 月 31 日と書いてありますが、もっと早くとかという話ですが、契約ですので 12 月 31 日までに指定された仕事を終わらせればいいわけですよ。その辺はどういった説明でされているのか。やはりきちんとしておく必要があると思うのです。6 月だったら 6 月、当初は 3 月と言ったのです。3 月に終わらなければ 6 月開院には間に合わないという話をしているわけですので、その辺は曖昧にしておかないで契約ですので、それをきちんとひとつお話していただきたいと思います。

それから、私はこの資料を議運で要求した一人としてですが、なぜ分割をしたのか、いつそれを決定したのか。当初から要するに公募して図面を渡したときから、こうなっていたのか、その辺をひとつきちんとお答えいただきたいと思います。積算をその前にずっとぎりぎりまで延ばしてしていたわけですので、継続費が 36 億円ですので、36 億円で上がるだろうという数値をしてこの予算を工事を外したのか。非常にそこが微妙です。

そしてもう 1 つ言うならば、それをどういう発注の仕方をするかというところが、今の答

弁では非常に曖昧です。施工者は決まっているわけですから、支給するとかあるいは入札といっても相手がいるわけではない。ということは随意契約しかないですね。随意契約をするのであるならば、私はここで発注をきちんとして、そして物価スライドという指導もあるということでもありますので、そうしたときには相談に応じるとか、国の指示に従うとかという項目が入っていればいいのですけれども、非常にそこが曖昧です。そういう点では天井知らずになるやもわかりません。計画ですから、総工費から予定をするわけですので、40億円がどのぐらいになるのか、その辺をひとつお聞きしておきたいと思います。

○議 長 医療対策室長。

○医療対策室長 決断した時期といいますか。たまたま先行事例が隣の市でございましたので、それが1月の下旬、7日だか8日のころ入札だったと思います。見事とかどうかわかりませんが、ちょっと開きが大きくあったという情報が入りまして、その時点で我々もちょっと変だなというのがもう当然わかっています。皆さん騒いでおりますので、我々も県の病院局それから福祉保健部、当然営繕課もそうですが、では、だめな場合ですが、次の手はどうしますかというのが1つ。そうなったときに正規の手続からいけば、補正を待って全体枠を待ってということであるのかと云ったら、いやそうではないですよ。ある程度分割的な発注をもう1期、2期に分けるとか、あるいはもうやるしかないですねということで、別に県でやっているからうちがやれということではないのですが、私どももそれしかないなということを決断したわけでございます。

それから工期の件でございますが、当然12月31日に完成してその日に竣工検査をして書類を検査してなんてことはまず常識的に考えても……（何事か言う者あり）そうです。（「議長を通してください」の声あり）それはもう先ほどご答弁申し上げたとおりで、検査まで終わらせて12月31日ということでございます。

うちのオーダーとしましては、当然発注するのにオーダーがあるわけですので、建物は5月いっぱいという、それはオーダーはしていました。実際のスケジュールを組んでみないと、今の社会情勢がこうなっておりますので、そこはちょっと、今契約——ここで議決をいただければ、また業者とお話をして具体的なスケジュール感が出るのかなという気がしております。

それからもう1点申し上げましたスケジュールにつきまして、大和病院がいかになるかというので微妙に変わってまいりますので、その辺は業者というより我々が考え合わせていく部分だと思っております。

幾らになるかわからないということですが、未発注分としまして最大11億円が出ておりますので、今の36億円に11億円足せば47億円でしょうか、そうだと思います。ただ、病院は特殊部分がございますので、今、総務省としている部分で、手術室回りの備品で見るか、いや工事でいいのではないかとか、シールド部分があるのです。それは手術室もそうですし、放射線のところが鉛のシールドをしますし、MIRはもう電磁波でございますので要は電子レンジと同じシールドがいるわけでございます。それをユニットとして備品で見るのか、い

や工事の中に入れてしたほうがいいのかというのは、ちょっと、今まだ総務省と見解が分かれていますので、それを4月に詰めたというところがございます。以上でございます。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 工期については、検査をして引き渡しを完了するのが12月31日ということですよ。それから今度はいろいろの準備にかかるというのが普通ですので、そうしますと、実はその中身は5月中に本体を終わらせてもらいたいのだとか、そういうことが明記されているかどうかを私が今聞いているのです……（「言っていると言っている」と叫ぶ者あり）いや、スケジュールに問題が生じるのでまた今後決めていくというのであるならいいのですけれども、聞くと6月中とか5月中とかという話になりますので、そこを聞いたわけでありませぬ。

それと今答えられなかったのが、どういった分離したものを発注していくかという問題です。分割しないで、積算をそこまできっちりやるために延ばしてきたわけですので、一括発注をしなければ問題が起きるなと私は思います。建築工事にしても防水工事、内外装工事、これが分割してあるということになれば、当然自分で受けられると思っていればともかく、それにタッチしない仕事なんて、考えない仕事なんて、俺はちょっと考えられないと思うのですけれども。私は早急に発注をしたほうがお互い業者も都合がつくと思いますので、手も打てますし、そういう形が私はいいと思うのです。けれども、ここで今どう言ってもしょうがありません。要するにこれは当初から決められて、公募いただいたときには、これを見積もりをしてもらった段階で、要するに図面を渡した段階から、もうこういうことになっていたということですか。もう1回お聞きしておきます。

○議 長 副市長。

○副市長 図面をお渡ししたときからなっているかと、これはもう入札してもらっているわけですから当然そのはずですよ。それから先ほどお配りした資料の中の1、2につきましては、契約形態とすると、それは変更、随契あるいは入札といずれも考えられるわけですよ。ですけれども、これについてはまた医療対策のほうと私ども指名審査のほうで、この後また協議をさせていただいて決定をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

（何事か言う者あり）発注できない分とは予算の枠、議決分がありますので、今はできないということです。この後また予算をいただいた中で、指名審査でまた考えるということになると思います。以上でございます。

○議 長 ここで先ほど議席番号7番・桑原圭美君に対し保留していた答弁について財政課長から発言を求められておりますのでこれを許します。財政課長。

○税務課長 先ほど桑原議員から契約の税率の質問がございましたけれども、契約金額10億円を超え50億円以下につきましては、本則税率でいきますと40万円ということになりますけれども、印紙税法の改正によりまして平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に作成される契約書の税率については、軽減後の税率が適用されるということで10%減額



になりまして 36 万円ということでございます。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 41 号議案 工事請負契約の締結について（新・南魚沼市立病院（仮称）建築工事）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 41 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 休憩いたします。休憩後の再開は 3 時 5 分といたします。

〔午後 2 時 52 分〕

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

〔午後 3 時 05 分〕

○議 長 日程第 19、第 42 号議案 工事請負契約の締結について（新・南魚沼市立病院（仮称）機械設備工事）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。副市長。

○副市長 ちょっと私のほうからご説明を申し上げます。第 42 号議案 工事請負契約の締結についてでございますが、3 月 13 日に公募型指名競争入札に付しました、南医第 2 号新・南魚沼市立病院（仮称）機械設備工事について、次のとおりということでございます。

契約の名称は記載のとおりでございますし、契約の方法についても同様でございます。契約金額につきましては 9 億 7,200 万円でございます。契約の相手方につきましてはダイダン・NNC・北村商事特定共同企業体でございます。構成員につきましては記載がありますのでご覧をいただきたいと存じます。

3 ページには工事請負契約の仮契約書が添付されております。4 ページ、5 ページはご覧をいただきたいと思えます。

6 ページ、入札調書でございますが、記載のように 1 社の応札がございまして、9 億円で落札ということでございます。落札率が 97.56%でございます。これにつきましては、ちょっと今数は忘れましたが 6 社、7 社の方と、それからもう 1 グループ 6 社、7 社の方と提示を申し上げまして、その中で組んでいただいたのが、ダイタン・NNC・北村商事特定共同企業体 1 社のみでございましたので、ルールによりましてこういうときは成立をするということでございますので、入札を執行させていただきました。

それから工事概要につきましては記載のとおりでございますので、ご覧をいただきたいと

存じます。以上で、第 42 号議案のご説明にかえさせていただきます。以上でございます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 42 号議案 工事請負契約の締結について（新・南魚沼市立病院（仮称）機械設備工事）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 42 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 20、第 43 号議案 工事請負契約の締結について（新・南魚沼市立病院（仮称）電気設備工事）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長 先ほどは大変失礼いたしました。ちょっと電話をしておいて時間のほうを失念いたしました。大変申しわけございませんでした。

それでは第 43 号議案 工事請負契約の締結についてご説明を申し上げます。本案は、前 2 議案と同じ 3 月 13 日に公募型指名競争入札に付しました、新市立病院の電気設備工事につきまして、予定価格 1 億 5,000 万円以上の工事請負契約でありますので、契約締結の同意議決を賜りたいものでございます。

議案の 1 ページをご覧くださいと思います。契約の名称は、工事番号が南医第 3 号新・南魚沼市立病院（仮称）電気設備工事でございます。契約方法は、前 2 議案と同様、公募型指名競争入札でございます。契約金額は 5 億 9,400 万円でございます。契約の相手方は、関・小島・富山・吉田電気特定共同企業体でございます。代表者及び構成員は、記載のとおりでございます。

3 ページから 5 ページまでが建設工事請負の仮契約書の写しでございます。

6 ページをご覧くださいと存じます。入札調書でございますが、入札参加は 3 企業体でございます。税抜き 5 億 5,000 万円で落札いたしました。落札率は 99.00%でございます。

隣の 7 ページは、工事概要でございます。分割発注の件につきましては、先の第 41 号議案でご説明申し上げたとおりでございます。ここに記載の内容の規模等は同じでございます。概要のほうへ電源設備に係る部分の工事内容が示されているものでございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご同意を賜るようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 暗黙の了解というわけにはいきませんので、確認をさせていただきます。これで3つの契約が可決されようとしているわけでありましてけれども、私は先ほど申し上げましたが、ある程度詰めの積算をしてあそこまで延ばして、要するに年度内ぎりぎりに入札を完了という形だったわけでありまして、総工費が自分たちで見込めたのなら、12月議会で3億円足して36億円とした継続費の変更も踏まえて、一括発注という形がやはり私はよかったのではないかと思います。継続費の変更というものをできなかったのかどうか、あるいは含めた形で36億円で上がるというふうに踏んだのかどうか、その辺をひとつきちんとお聞きしておかなければならないと思いましたので、発言をさせていただきました。

○議 長 市長。

○市 長 これにつきましては、12月定例議会で継続費の変更を3億円だったですね、増額をお願いしたところでありまして。その当時は大体聞き取り調査等によってそのくらいで収まるだろうということで、もくろみを立てまして皆さんにお願いしたわけでありまして。その後また急激に物価、あるいは賃金等が高騰いたしました。そして先ほど北村室長がちょっと触れましたが、1月になって県立十日町病院の入札がありまして、相当額十四、五億円開いたそうでありましてけれども、不調であったと、そういう情報も入りまして、また改めて設計会社等に調査を指示したところでありまして。

非常に調査も困難を極めまして、どのくらい上がるのかというのが、とてもすぐ簡単に答えが出ませんということでずっと調整をしてきたわけでありまして。その間、ある程度の額の想定がつきませんでしたので、議会の皆さんに継続費の変更をお願いするいとまもなかったわけでありまして。ある意味これは本当に我々もそう思いますが苦肉の策でございます。

しかし、発注時期を例えばこの議会が終わった後に延期してということになりますと、もう雪消えと同時に工事に入らないと、来年の一応めどは6月という部分で立てておりましたので間に合わない。そういうこともありまして、今回は非常に変則的な発注になった。このことは議会の皆さん方にもおわび申し上げなければなりませんし、我々もまさかここまで高騰するとは思ってもよらなかったということでありまして。責任はある程度痛感しておりますけれども、ご理解をいただきたいと思っております。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 繰り返しますけれども、分割をしないで入札をしていただいて、その後すぐお金を執行するわけではありませぬので、その後での継続費のほうが、もう少し明確になったのかな、そして企業努力もしてもらえたのかな、あるいはまたこちらとしてみれば情勢をきちんとかがって、官庁等の指示があったならば皆さんの了解を得て物価スライドもというような手法のほうが、私はよかったなと今つぶさに思っているところです。こういった乱高騰の問題これは、ある程度つくられた問題です。私も一般会計の中で言いましたけれども、便乗あるいはきちんと資材が動き始めれば、業者さんもそれなりに対応ができるようであります。

現に私はほんの小さい企業でありますけれども、今、消費税前の発注をとということですので——（「簡潔にお願いいたします」の声あり）特定という形でまだ搬入はできなくても5%でいきますよとか、ある程度のことは積算もしてあるわけでありますので、そういった話し合いができるのです。そういったことで、やはり今後またいろいろな事業が入札等になるかと思っておりますけれども、これをひとつ教訓といたしまして、やはり大枠はきちんとつかんで、そして市民の負託に応えるという姿勢が必要かなと思いたしましたので、一応申し上げます。以上です。

○議 長 答弁はいいですので——もし一言言いたいことがあればどうぞ。市長。

○市 長 ご指摘は十分理解いたしますが、一番皆さん方に——大体おわかりだと思いますけれども、我々が継続費ということで議会から議決をいただいて、それ以上の金額が予想されるのに発注ということ、それ以内の金額で落としてくれればそれでいいですよ。そういうわけにはいかない情勢があったわけですので、継続費を超えてはとてどもこれは発注できない。これはできないのですから、我々はお金がないわけですからできません。これは法律、何とか法という法律名は別にいたしまして、地方財政法だか何かでもう決められていますから、できないのです。そして業者の方に含んで、実はこのくらい上がるのだけれども、今ここで落としてくれと。あとでちゃんと議会から継続費の増をお願いして、そうしたらきちんとまた変更契約するからなんて、それこそまさに談合ですよ、官製談合。だから、契約書が結べないということなのです、この金額を超えると。

もう完全に超えることがわかっていましたので、こういう苦肉の策だということをご理解いただきたいと思います。極力情勢等を把握しながら、今後はまたこういうことのないように努めたいとは思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第43号議案 工事請負契約の締結について（新・南魚沼市立病院（仮称）電気設備工事は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第43号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第21、第44号議案 南魚沼市部制条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長　それでは、第 44 号議案の提案理由につきましてご説明を申し上げます。

本条例は、地方自治法第 158 条第 1 項の規定に基づきまして、市長の権限に属する事務を分掌させるための「部」の設置及び各部の事務分掌を規定しているものでございます。

平成 26 年度におきましても、行財政改革の一環といたしまして、新図書館の開館に伴う図書館係の新設、その他農林課、商工観光課の班、係の編成がえなど、業務の内容の推移に合わせて円滑な遂行ができるように機構の見直しを行っているところでございます。大和、塩沢の両市民センターにつきましては、平成 19 年度の設置から 7 年間を経過しまして、所管業務の範囲がそれこそ市役所業務全般にわたる幅広いこと、それから近年実施をして効果的な事業の遂行ができております地域コミュニティ事業関係に密接にかかわる部署でありますことから、所属する部を現行の市民生活部から総務部とさせていただきます、事務分掌の所管部を改正したいものでございます。

なお、本案の市民センターなど各課・局・室などの所属部につきましては、別途「南魚沼市行政組織規則」に規定するものでございまして、本条例の改正に合わせて、規則も改正するものでございます。

それでは議案 3 ページの新旧対照表をご覧いただきたいと思えます。第 2 条で、今ほど申し上げました各部の「事務分掌」を規定しております。現行欄のほうの第 2 号、市民生活部所管の事務分掌、「カ」の「大和庁舎及び塩沢庁舎の管理に関すること。」を、改正案に記載のように第 1 号、総務部の所管事務分掌「テ」として加えまして、それぞれ下線部に記載のように加除するものでございます。

1 ページに戻っていただきたいと思えます。中ほどに記載の改正文はただいま申し上げました内容でございますし、附則といたしまして、この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行させていただきますものでございます。

説明は以上でございますが、よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議　　長　　質疑を行います。16 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君　一部改正でありますけれども、総務部長の説明の中に時代の流れに合わせた図書館係であったり、商工観光課の主幹を 3 名体制ということがありましたので、行政改革の一連の流れだというふうに了解をしておりますけれども、両市民センターについては、特に維持係について予算を持たないという部分についてどうなのかということについていつも思っておりました。維持係についての予算づけというのは、今後どのようにお考えなのかということをお聞きしたいのと、あわせて行政改革の中で係の縦割りから横の連携ということで、班体制だということは今ずっととっているわけです。その班体制というものが、総務部から見てどういう効果が、ここはこう変えていかなければならないだろうというところは当然あるかと思えますけれども、その辺についてのご意見を伺います。

○議　　長　　総務部長。

○総務部長　まず、予算の件でございますが、維持係というお話でございました。メイン

となるのは先ほどの事務分掌にもございました庁舎管理の内容、それから地域コミュニティと建設部の関連もある維持工事等がございます。まず、当然財産管理費のほうに上げてありますので、一括調整をするのは財政課のほうでやりますけれども、その予算の中で例えば大和であれば大和、塩沢であれば塩沢、こういうことが必要だということで要求も各市民センターからしていただいております。

そのほか地域に合わせた維持管理的な部分についても、市民センターのほうから別途要求させていただきまして、一例を挙げればこの間の予算審議に出ましたみよの外壁工事等は、この間も大和の市民センター長から答弁していただきましたが、ああいう形で予算の要求の時点から当然連携していただいている状況でございます。今後はよりその部分をまた強く、いわゆる直接地元にかかわる部分の内容を改善していければと思っています。ただ、全体部分を見た調整はどこまで行っても必要かと思っておりますので、その辺はよく協議した中で対応を進めていきたいと思っております。

同じようなことが班編成にもあるかと思っております。やはり班でそれぞれ横断的に業務を遂行していくというのは非常に大事なことであります。その部分でまずは基本的な行政マンとしての知識を、しっかり職員皆が身につけるといことです。

市長もこのたびの当初予算、この議会に当たっては、施政方針を職員皆がしっかり読んでくださいと。自分の所管以外のものであってもこういうことをやる、これにはこういう部分の職務上の気持ち等が必要だ、それについては少なくとも全般にわたる部分は読んで理解をしてくださという訓示でお言葉がありました。そのとおりでございまして、自分たちが何をやっているという基本的な部分をしっかり理解した中で、やはり職務を遂行していくのが重要な部分であると思っております。

それを各部署の担当業務で横断的にやったほうがより合理的だ、効果的だという内容をよく見極めた上で係なり班体制の組織機構の中で進めていこうと、毎年それをやった後の結果それから次に向けての職務の内容について検討した上で、機構のほうの見直しを進めているところでございます。以上でございます。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 市民要望にいかにかスピーディーに応えるかということが一番の問題であろうと思っておりますし、各市民センターの意義というものが、予算を持たなかった、予算をつけるについてもいろいろあったところで一歩前進かなと思っております。

班体制については、より広い形での連携をしていきながらやっていくということは、市民の皆様が庁舎に来たときに、市民が困っていてもなかなか声をかけないという部分もありました。この部分についてもやはり連携の中から、自然と行政マンとしてどうするべきかということは、職員の皆さんにもう通じていると、そういうところから生まれてくるのだろうと思っております。班体制というのは非常にいいことでありますので、それをさらに発展をさせていっていただきたいということをお願いして終わります。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 44 号議案 南魚沼市部制条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 44 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 22、発議第 1 号 立憲主義を否定する、集団的自衛権行使容認の「解釈改憲」に反対する意見書の提出についてを議題といたします。

本案について提出者の説明を求めます。18 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 発議第 1 号 立憲主義を否定する、集団的自衛権行使容認の「解釈改憲」に反対する意見書の提出についてであります。皆さん方ご承知だと思いますけれども、この問題は憲法改定にかかわる問題であります。安倍首相は解釈で憲法を変えなくても集団的自衛権の行使は可能だということを答弁したところから始まった問題であります。

先般の新潟日報にも 3 月 7 日付で報道されておりますけれども、自民党内でも非常に今までの解釈と違うということを、いろいろの立場の方々が言われているようであります。若干紹介しますが、村上誠一郎元行革担当相、選挙で勝てば憲法を拡大解釈して何でもオッケーになってしまう。古賀 誠自民党元幹事長は、考え方の違う首相が集団的自衛権の行使は違憲だと判断すれば、世界は日本をどう見るか。もっと謙虚になるべきでなないかと。野中広務元官房長官です、非常に誤った道を歩みつつある、こういった危惧をしております。

また、公明党の国会対策委員長、首相の考えは国民の声を聞くという一番大切な部分が欠落しており、私は到底賛成できない。また、憲法学者でもあられ、また改憲論者でもとみずからおっしゃっておられます小林 節さんとお読みしますか慶応大学の教授は、解釈変更の名で実行するのは単純明白に違憲だ。憲法は主権者である国民のものであり、政府は解釈によってコントロールしようとするなど本末転倒も甚だしいと、こういった議論が行われているようであります。

いろいろな取り方はあろうかと思いますが、こういった解釈を進めていくなれば、やはり憲法をもとにした国の運営が大変なことになってしまいやしないかという思いで、この意見書を我が議会でも上げて慎重に対応していただきたいという意味合いを申し上げて、皆さん方の賛同を、ぜひお願いしたいと思いますが、よろしく申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

〔「よろしく願います」と叫ぶ者あり〕

○議 長 討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。4番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 最後になります。それでは立憲主義を否定する、集団的自衛権の行使についての「解釈改憲」に反対する意見について、南魚みらい・創幸クラブ代表で反対の立場で討論に参加させていただきます。

先ほど、首相の今までの答弁の中で、解釈の違いという中でいろいろな意見が述べられたということですが、私も逆にいえば解釈の捉え方で、まず安倍首相は一国の日本の最高責任者であります。先ほど医療の話が出たように国民の命と財産を一刻の猶予もなく守っていかなければならない立場の人間でございます。そういう中で、私は大事なことだと思っていきます。私たちがこれからもずっと守り、永久に取り組んでいかなければならないことは、過去の悲惨な戦争を繰り返さないこと、そして平和であることがどんなに大切かを子どもや孫に伝えていかなければなりません。

戦後、敗戦国日本に課せられた憲法9条により、二度と大きな過ち、戦争を起こすことなく平和を維持し、国民もこの法律をずっと支持してまいりました。戦後何年たったでしょうか、約70年です。社会情勢も大きくさま変わりしてきています。安全保障、外交、先ほど言ったように日本国民のトップは、一刻の猶予もありません。そういう中で今の現状を見れば、北朝鮮の核の保有の懸念、たび重なるミサイルの発射、中国の海洋進出、韓国の竹島の占拠と、安全保障が変化しています。

集団的自衛権の行使は、必要最小限度の範囲で取り組み、容認する必要な事例を国民に示していくことが必要だと私は考えます。戦争をしない国こそ、これから十分に国と政府で議論され、日本国民の生命財産を守るために法の整備も含めて考えていく必要があると思います。

以上、本意見に反対するものであります。皆様のご賛同をお願いいたします。

○議 長 次に原案に賛成者の発言を許します。3番・田村眞一君。

○田村眞一君 発議第1号 立憲主義を否定する、集団的自衛権行使容認の「解釈改憲」に反対する意見書に対して、賛成の立場で討論に参加したいと思えます。

今月13日、参議院の予算員会の中央広聴会が開かれました、ただいまの意見書である安倍政権が進める集団的自衛権行使の容認に向けた解釈改憲について懸念が出されました。阪田雅裕元内閣法制局長官は、次のように述べております。自衛隊の発足当初から海外での武力行使はできないと申し上げてきたと、歴代内閣の立場を力説したそうであります。憲法9条をどう読んでも集団的自衛権は行使できないと指摘をしております。

阪田氏はさらに集団的自衛権の行使をできるようにするのは、憲法9条を削除するのと同



義だと。同僚の岡村議員が言いましたけれども、あの戦争の痛苦の反省のもとで、反戦平和、軍隊を持たないという日本国憲法ができて70年近くになりますけれども、これまで培った戦後の平和主義が文字通り変わるわけで、国の形が変わる大転換に通じるということを阪田さんは申し上げております。

阪田さんはさらに国連憲章が戦争を基本的に禁止するもとで、これまでアメリカは1970年のベトナム戦争、そして1979年のアフガニスタン、最近で言いますと2003年のイラク戦争など、集団的自衛権を理由に戦争をしてきたと指摘しました。集団的自衛権の行使によって行使を日本がすれば、ベトナム戦争のような戦闘に日本が参加することが可能になるということ強調しています。

日本国憲法の平和主義の大きな特徴は、集団的自衛権の行使を認めない、この点にあるのだということ力を説いております。行使を認めれば、自衛隊はこれまで歴代の政府がやってきた専守防衛ではなくて、普通の軍隊になる。アメリカやイギリス、ロシアなどと同じ国になるということ、坂田さんは申し上げております。そして、自衛隊が普通の軍隊になるということ強調しているわけであります。

やはりこの憲法を生かして外交努力、平和主義の力で北朝鮮問題やそういった問題を解決する方向が広がってくるのではないのでしょうか。私はそういう立場で意見書に賛成のことを皆さんにお伝えして、ぜひ皆さんのご賛同をお願いする次第であります。終わりにいたします。よろしく申し上げます。

○議 長 次に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。

発議第1号 立憲主義を否定する、集団的自衛権行使容認の「解釈改憲」に反対する意見書の提出について、本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立少数。よって、発議第1号は否決されました。

○議 長 日程第23、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。議会運営委員長より所掌事務について、各常任委員長より所管事務について、それぞれ会議規則第111条の規定によって、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査について申し出があります。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

**○議 長** ここで、貝瀬福祉保健部長、山田大和市民センター長、片桐塩沢市民センター長、高橋消防次長、それぞれ退職の挨拶の発言が求められていますのでこれを許します。

まず、貝瀬福祉保健部長から登壇してお願いいたします。福祉保健部長。

**○貝瀬福祉保健部長** 最近根気がなくなってきた、話すことを2週間前からずっと考えていたのですけれども、実際頭の中は全然考えていなくて、先ほど昼休みに若干メモをしてきたのですが、それでエクセルで調べましたら、生まれてから私、きょうで2万2,030日目で、役場から始めて勤めてから1万3,502日ということで、人生の61.3%を公務員勤務ということで勤めさせていただいております。

昭和52年の4月に塩沢町役場に採用されました。採用されたときは身長が171センチ、体重が52.5キロと非常にスレンダーで、今でいうイケメンでございました。しかしながら、苦労したせいかな身長の方は今1センチちょっと縮んでおります。体重の方は、こっちはほうは楽をしたせいかな20キロ以上オーバーしたときもあります。そんなことで37年間、市役所、地方公務員として勤めさせていただいたわけですが、行っている職場が大体似ていました。総務系統に17年、税務系統に12年、37年のうち29年間ほぼ同じようなところを行ったり来たりしておりました。

そんな中でその間の思い出と言いますと、こちらに今、笛木議員さんとか林議員さんと――私は3回海外のほうに、ニュージーランドに2回、それからオーストラリアのほうに1回、公費で出させてもらいました。なかなかいい思い出がありまして、船上で突然、石打の観光協会長ですね小野塚さんに突然司会をやれとかいろいろ言われまして、皆さんが飯食っている間、私1人何も食うものもなく、戻ってきたらカキしかなかったと。私カキは嫌いだったのですけれども、そのときはそれしかなかったものですから、それ以来カキが食えるようになりました。

そんなこともありましたし、あとひとつ笛木議員さんにはここで謝らせていただきたいのは、税務課の資産税係長のときに大変なミスを犯しまして、賦課誤りを大量発生させました。私はその後異動して、新たに笛木議員さんが当時税務課長で参りまして、すぐ減俸を受けました。私は無傷でした。それがずっと心の中に残っていましたので、この場で謝らせていただきたいと思います。

そのほかに私の転機というのは、ちょうど46歳のときに夏に白内障の手術をやりまして、冬に今度は脳ドックに行ったら脳腫瘍が見つかって1か月後ぐらいに手術してもらったのですが、なぜかその後から脳ドックへの申込者が塩沢町役場で圧倒的に増えました。そういった意味では職員の皆さんの健康のほうに非常に貢献しているのかなと思っています。ただ、それ以降やはり根が詰められなくなって、言いわけかもしれないけれども、何か昔はもっと切れていたのになと思っていたのが、だんだん根気が続かなくなるというか、それが非常

に悔しいなということはありません。

そうした中で合併後、議会事務局のほうに移動させてもらいまして、それこそこの席で3年間、睡眠時無呼吸症候群と戦いながら時々はうとうととしていましたが、時計をとめたのは多分1回だけだったと思うのですけれども、そんなミスも犯しながらやってこられました。

皆さん方、特に議員さんの皆さんには、私はもともと態度も横柄だし、口も悪いし、顔はともかくとして、それでも人生こうやっていく中で少しは丸くなったのかなと思いますけれども、いろいろ不快な思いをさせたり、気分を害されたことも多少あったかと思いますが、退職に免じて許していただければと思っています。

最後になりますが、議員の皆さんますます活躍されて、執行部とともに協力していただきながら、南魚沼市がますます発展していただくようお願いいたしまして、簡単ですが挨拶とさせていただきます。大変長い間ありがとうございました。

〔拍手〕

○議 長 次に山田大和市民センター長お願いいたします。大和市民センター長。

○山田大和市民センター長 大変お疲れのところ、こうした機会をいただきまして、大変ありがとうございます。38年前を振り返ってみますと、ちょうど東京で就職が内定して喜んでいたところ、身内に不幸がありまして、うちの兄が東京に仕事に行くことになりました。そのまま帰ってこなくなって、急きょ私に家に帰ってこいということで始まりまして、8月に内定先を断りまして、9月に大和町役場の試験を受けたのがちょうど38年前であります。

それから一番最初に配属になりましたのが水道環境課でありました。ここでは当時ごみ処理場をつくるというのが重要課題であったそうです。20トン炉つくるには、人口1万5,000人だと20トン炉の補助金がもらえないということで、何としても補助金を取れというのが一番最初の仕事でありました。2万8,000人の人口の計画をつくってようやく補助金をもらったところ、20トン炉を操業するためには、一般廃棄物1級の技術管理者の資格者がいないと操業できませんということがわかりまして、上司に報告しましたら、お前行って取ってこいという話になりまして、そこに5年半勤務をいたしました。

その後、総務、税務、病院の総務、また総務ということで、総務関係の業務を15年、それから税務課7年というのが大和のいわゆる担当でした。その後合併になりまして、企画政策課と大和市民センターを行ったり来たり9年半勤務をいたしました。企画政策課の業務を持って大和市民センターに一部行ったところもありますし、市長から特命でお受けした国際大学との包括協定、あるいは教育特区の申請、メディカルタウン構想、こういうところを中心にやっておりましたので、実質合併後は企画政策課、総務課、税務課こういう部分もあわせてやっておりましたので、ほぼ31年半については総務、税務、企画ということで行政面の土台の部分を担当してまいりました。

振り返ってみますと37年間あつという間でありまして、それぞれまだ鮮明に記憶に残っております。一番大変だったのはやはり合併直前、大和の財政担当を受けたときにバブルが崩壊をして、3年間で7億円の基金を全て使い切ってしまった後の800万円しかないときに、

財政担当になりまして、もう本当に削るだけの、予算を削っても、削っても予算ができないということで、非常につらかったのが一番の思い出であります。

そこで、職員の皆さんからも協力をいただくということで、財政健全化計画をつくってようやく軌道に乗りかけたところ合併になりまして、今度は合併の財政シミュレーションをつくれと。その後、合併になりまして、また新市の健全化計画をつくれということで、大和の経験があつて、本当はもうつくりたくなかったというのが本音でありましたが、今になってみれば本当に大変でしたが、いい思い出であります。そのほか合併の新市の土台づくりの重要な部分にかかわらせていただいたということが、37年間の財産だと考えております。

ちょうど合併して3年ぐらいから感音難聴がひどくなりまして、ほとんど議場とかあるいは皆さんの会話が聞こえなくなりまして、毎年やめようか、やめようかということでずっときました。前の井口副市長のほうから、どんなことがあっても最後まで勤めろという激をいただきまして、何とかきょうまで勤めることができました。本当にそういう精神的な部分から解放されるというのが一番の喜びであります。退職後は時間が余りますので、そういったゆったりとした時間を楽しみながら生活をしていきたいと考えています。

最後になりますが、市並びに市議会の皆さんのご健勝とご活躍を心からご祈念申し上げまして、退職の挨拶とさせていただきます。大変長い間ありがとうございました。

〔拍手〕

○議長 次に片桐塩沢市民センター長、お願いいたします。塩沢市民センター長。

○片桐塩沢市民センター長 初めての発言が退職の挨拶ということで大変緊張しております。昭和48年の6月、塩沢町に採用されまして40年10か月、長い間大変お世話になりました。

私は市の議会事務局に4年半在籍いたしましたので、議会の皆様には特にお世話になっておりました。また、多くの先輩それから同僚の職員の皆様に助けられまして、何とかここまで勤めてくることができました。ここにお礼を申し上げたいと思います。今ほどお2人の方から挨拶がございましたけれども、思いは同じでございます。退職後は50アールほどの農地でまずは人まね農法から、篤農家を目指して頑張りたいと思っています。

長い公務員生活の中で印象に残っているのは、災害関係です。昭和56年、昭和59年の豪雪、平成16年の中越大震災、平成19年の中越沖地震、それから平成23年には新潟・福島豪雨がありました。それから私は農業共済事務所へ派遣になったことがございまして、平成5年でしたけれども、ものすごい冷害がございました。翌年の平成6年には干害がございました。非常に印象に残っております。地球温暖化によりまして、各地でゲリラ豪雨だとか台風それらが発生しまして、被害が本当に心配されております。

南魚沼市が災害がなくて平穏でますます発展することを、それから皆様のご健勝を祈念申し上げまして、簡単でありますけれども退職の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

〔拍手〕

○議 長 次に高橋消防次長、お願いいたします。消防次長。

○高橋消防次長 3月の定例議会大変お疲れさまでした。消防本部次長の高橋でございます。退職に際しまして、このような機会を与えてもらいましてありがとうございます。私、昭和49年4月、消防職に採用されました。40年間勤めさせてもらいました。その40年間にはいろいろな災害がありました。困難な災害であればあるほど、職員が協力して災害対応をしてきました。

そんな中でも平成23年東日本大震災時、緊急消防援助隊としまして当消防本部も2か月間、72名、石巻に応援出動しました。そのとき私も新潟県第3次隊で行ってきました。実際に被害の大きさ、被災者の悲しみを肌で感じてきました。災害はなくなりません。ですが、英知を出し合って被害を軽減することはできるというふうに感じてきました。同じ年の7月に管内、新潟・福島豪雨で大きな被害がありました。そのとき市の職員も消防職員ももちろんですけれども、全力で災害対応をいたしました。そのときほど消防団、自主防災組織、行政区の力が大切だということを痛感いたしました。

また、平成24年5月には八箇峠トンネル内爆発事故がありました。今度は我々が消防の応援を受けました。市や町単位で対応できない災害に対して、国、県で協力し合う、助け合うというのは本当に大事だなと、大切だなと感じました。40年間皆さんのおかげで勤めさせてもらいました。これからは一市民としまして、市の協力といたしますか応援をしてきたいと思っています。

最後に議員の皆さんと南魚沼市全職員のご活躍と南魚沼市の発展をご祈念いたしまして、簡単ですが挨拶とさせていただきます。長い間本当にありがとうございました。

〔拍手〕

○議 長 議会を代表して、退職される皆さんに感謝とお礼の言葉を述べさせていただきます。今月末で退職される53名の職員の皆さん、本当に長い間ありがとうございました。6万余の市民のために、時には休みを返上し市民への奉仕者として勤めていただきました。あの平成16年の中越地震、平成23年の新潟・福島豪雨のときは、皆さんの適切な対応で市民は安心・安全を享受できました。そして3町合併の荒波の中、井口市政を支えていただきました。そのおかげで南魚沼市は、県内はもとより全国に誇れるまちに発展してまいりました。改めて皆様に感謝申し上げます。

人生90年といわれております。60歳台は人生を謳歌しながら、人間をさらに磨き上げる年であります。これからも中核になって活躍していくと思います。4月1日からは市役所というフィールドから新たな世界が皆さんをお待ちしています。それぞれの第二の人生に、夢に向かって進んでください。

貝瀬部長さんは37年、山田センター長さんは36年8か月、片桐センター長さんは40年10か月、高橋次長さんは40年と長きにわたり公僕としてお勤めいただきました。きょうあるのも奥様を初めご家族のご協力があったからこそであります。退職に当たっては一番最初に奥様に感謝申し上げます。

私が平成17年に議員に初当選したときの議会事務局長が貝瀬部長さんで、片桐さんは係長さんでありました。私を含め我が会派は3人が新人でした。クラブ長は市議会初代議長の駒形さんでしたが、新人が3人ですので、クラブの幹事長に私になり、議会運営と社会厚生委員会の副委員長になりましたが、右も左もわからないということが事実でありました。クラブ長の駒形さんは当時議会の水戸黄門的なところもありましたので、何をすることも全て議会事務局の皆さんに教えてもらい、助けていただきました。こうして今の私があるのもお2人のおかげであります。本当にありがとうございました。

山田センター長さんは、前職の企画政策課長るとき井口市政の重要政策でありました地域コミュニティの生みの担当であったと言っても過言ではありません。そして山田さんの頭脳はメディカルタウン構想にあらわれているように、緻密さと大胆さを兼ね備えたものであり、もう少し在職し私どもをご指導いただきたいと思いました。

高橋次長さんとは直接に仕事で接することがありませんでしたが、3.11で石巻市に行かれたと聞いたときから、何か身近に感じました。実は私の兄が東松島に住んでおり、3.11に遭ったのが石巻市であったからであります。そして今、話されましたが、7月の新潟・福島豪雨、市の消防署長として陣頭指揮し3日間不眠不休で活躍をされ、市民の生命と財産を守っていただきました。また、翌年の今話されました八箇峠の爆発では、県との調整役もやりながら現場の指揮隊長として活動し、その活動には頭が下がる思いでありました。

まだまだ多くの功績や業績そして思い出がたくさんありますが、ページが何枚あっても足りません。本当に長い間ご苦労さまでした。月並みではありますが、退職後は健康にご留意され、たまには議会事務局に遊びに来てください。言葉足らずで話し尽くし切れませんでした。議会を代表して、私からの感謝とお礼の言葉とさせていただきます。本当にありがとうございました。

〔拍手〕

○議長　　長　　これをもって、平成26年3月南魚沼市議会定例会を閉会といたします。大変長い間ご苦労さまでした。

〔午後4時07分〕